

会議録・令和4年3月9日第1回定例会（第7日目）

1. 招集の年月日 令和4年2月25日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 3月9日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 奥 山 幸 洋
 - 2番 松 本 忍
 - 3番 乾 健 郎
 - 5番 阪 井 勇 男
 - 6番 下 井 清 史
 - 7番 江 京 子
 - 8番 田 邊 ひとみ
 - 9番 綿 民 和 子
 - 10番 北 岡 泰
 - 11番 山 内 理
 - 12番 中 井 啓 悟
 - 13番 樋 口 文 隆
 - 14番 高 橋 浩 司
 - 15番 伊 豆 千 夜 子
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 山 口 隆 弘
議 会 書 記 肥留間 晴 美 西 川 佳 江 稲 浦 満
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 青 木 大 輔
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	西岡郁玲	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	松井友吾
教育課長	菅野亮	こども課長	西村正樹
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

10. 会議録署名議員

9番 綿民和子

10番 北岡泰

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回明和町議会定例会第7日目の会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

9番 綿 民 和 子 議員

10番 北 岡 泰 議員

の両名を指名いたします。

◎一般質問

○議長（伊豆 千夜子） 日程第2 「一般質問」を行います。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般質問の時間短縮にご協力をいただきますようお願いいたします。

議場の議員の人数を午前と午後に分け、調整させていただきます。午前中につきましては、奥山幸洋議員、乾健郎議員、江京子議員、綿民和子議員、中井啓悟議員、高橋浩司議員以外は退出いただき、委員会室で音声のみの傍聴をお願いいたします。また、午後につきましては、松本忍議員、阪井勇男議員、下井清史議員、田邊ひとみ議員、北岡泰議員、山内理議員、中井啓悟議員、樋口文隆議員、高橋浩司議員は、入室をお願いします。

なお、答弁者に対しては以前は座ってしていただきましたけれども、今回は立って答弁していただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

それでは、退室をお願いします。

(議 員 退 室)

○議長（伊豆 千夜子） 一般質問は、7名の方より通告されております。

許可したいと思います。

14 番 高橋 浩司 議員

○議長（伊豆 千夜子） 1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「人と人が支え合うまちづくり」「循環型社会へのまちづくり」の2点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

(14 番 高橋 浩司議員 登壇)

○14番（高橋 浩司） よろしく申し上げます。皆さん、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

さて、先月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻し、多くの民間人も犠牲となっています。その上、ロシアは核を振りかざして威嚇するなど許しがたい暴

挙で、我が国は唯一の被爆国でもあり、強い憤りを覚えます。早期停戦、撤退と平和的な手段による早期解決を願ってやみません。

また、3日前、3月6日に、新型コロナウイルスについて、三重県はまん延防止から再拡大の阻止に切り替えました。しかし、沖縄など第7波の兆候が出ているところもあり、職員の皆さんも大変だと思いますが、引き続き緊張感を持っての対応をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず、1点目、「人と人が支え合うまちづくり」として、「ヤングケアラー」の現状と課題、そして支援についてお尋ねいたします。

政府は、昨年6月に、今後の経済財政運営の指針となる骨太の方針を閣議決定しました。その中で、家族の介護やお世話をしている子ども、「ヤングケアラー」の支援を初めて明記しました。

「ヤングケアラー」とは、法令上の定義はありませんが、一般的に家族の介護や家事などを行っている18歳未満の子どものことを言います。お手伝いと同じに思われがちですが、本来、大人が負うべき責任と負担を子どもが背負っている点が大きく違います。例えば料理や洗濯、掃除、そして入浴や着替え、トイレの介助、薬の管理、さらに見守りや励ましなど精神面でも支えているケースも少なくありません。そういったお世話を時間を費やし、学校で遅刻や欠席による学力の格差、進学や就職を諦めざるを得ない、友達ができないなど、そして過度なお世話が長引きメンタルにも悪影響を及ぼし、子どもの将来を左右してしまう事例も多々あると想定されていますが、実態は不明確なままでした。

国は、令和2年度に初めて全国実態調査を行い、昨年4月にその調査結果が示され、その中で親やおじいちゃん、おばあちゃんの介護以外にも兄弟のお世話をしている割合も多く、幼い弟や妹の食事を作ったり、保育所の送り迎えやお守りを親に代わってやっている実態が報告されました。

また、お世話をしている家族がいるという生徒は中学生が約6%あり、40人クラスだと2人以上の生徒が「ヤングケアラー」であるということが示され、

平均4時間をお世話に費やし自分の時間が取れず、周囲から孤立し、誰にも相談できず1人で悩んでいる子どもが相当数いることが分かってきました。

国の骨太の方針では、早期発見と把握、相談支援の推進、認知度の向上のための啓発に取り組むとし、「ヤングケアラー」の解消に向け支援が本格的に動き出しています。厚生労働省は、令和4年度の予算に、早期発見のため自治体が行う実態調査などへの補助を盛り込んでいます。

これらを踏まえ、明和町においても「ヤングケアラー」の支援を講じる必要があると考えますが、町はその実態についてどの程度把握されているのでしょうか。また、今後、実態調査を行う予定があるのか、行うなら国が調査していない小学生も対象とするのか、そのお考えも併せて答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋浩司議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

ヤングケアラーの関係でご質問いただきました。

議員のおっしゃるように、18歳未満で家族の介護や身の回りの世話などを担う人のことを「ヤングケアラー」と言い、介護や世話の負担が大きく、心身の発達、人間関係、勉強、進路などに影響を受けることが社会問題化していることは認識しております。

現時点で、町において詳細な実態把握のための調査は行っておりませんが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家庭に滞在する時間が多く、虐待や兄弟間のケアをしている子どもに対しては、健康あゆみ課と教育委員会が連携しながら相談員やスクールソーシャルワーカーが小中学校や幼稚園、保育所を訪問し、教職員等から情報収集を行い、実態把握に努めているところであります。そうした中で、現在、数名の方を把握しているところであります。

実態把握のための調査の実施につきましては、今後、健康あゆみ課と教育委員会において協議を行い、実施するかどうかを検討していきたいと思っております。

ます。また、実施する場合は、小学生も含めて実施するかどうかの検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

高橋浩司議員、再質問ございませんか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） 調査を行っていないということで、コロナで虐待とかの関係であゆみ課さんとこども課さんで行ったときに、そういった「ヤングケアラー」に該当するのではないかとということが行ったところで分かったということなんですけれども、いわゆる広く全ての児童生徒を対象にあなたどうですかというふうにこちらからも投げかけをせんと、なかなか実態は見えてこないと思います。国などの補助を活用して、実態調査というのはやっぱり必要なと思います。

私事で恐縮なんですけれども、私、おばあちゃんが全盲、両目が私の生まれる前から全く見えない状態で、家族5人、おばあちゃん含めおじいちゃん、父ちゃん、母ちゃん、5つ上の姉ちゃん、5人でその目の見えないおばあちゃんを支えてきたというかお世話というか、一緒に暮らしてきました。昔の農家の田舎なので、いろんな部分で自由度が高かったというか、時間に余裕もありましたが、今の状況に当てはめると親も子もすごく時間に追われ忙しくて、それらを考えると、もし自分とおばあちゃん2人きりの生活というか、親は仕事していてと考えると身につまされるものがあります。

そういったこともあって今回の質問をさせてもらっておるんですけれども、ごめんなさい、ちょっと横へそれました。質問を続けます。

大阪府は、昨年、府立高校の生徒約10万人に対して調査を実施し、回答者の6.5%、15人に1人が「ヤングケアラー」となり、この結果からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員が検討されています。京都市でも昨年、市内の中学生を調査したところ、やはり国と同様、大阪府と同様の結果が出ています。これらの中に1日7時間以上もお世話をしているという生徒

も少数ではありますが、結果として出てきています。こういった調査も踏まえ、京都府はこの4月に支援センターを新設するとのことです。

三重県内では、名張市が令和2年8月に調査を行い、昨年7月に全国で3番目になるんですけども、ヤングケアラー支援条例を制定しました。この条例では、市民、事業者、関係機関など相互連携を定め、適切な教育機会の確保や心身の健やかな成長・発達を図るとしています。

このように全国各地でヤングケアラーの支援体制の整備が進められている中、明和町においても早期に取り組む必要性を感じております。そこで、お尋ねいたします。

町のヤングケアラーへの支援及び現状と課題、そして支援条例制定についてのお考えも併せて答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋浩司議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 現在把握しております数名の方につきましては、「明和町子ども家庭支援ネットワーク」で要保護児童として関係機関で情報を共有し、家庭訪問等において健康観察や生活状況の把握を行いながら、支援が必要なときにいつでも介入できるよう、支援方法について検討を行っております。

また、小中学校や地域包括支援センター、障がい福祉サービス事業所等から潜在的に存在している「ヤングケアラー」の情報収集にも努めております。

しかしながら、「ヤングケアラー」と思われる方は地域とのつながりが希薄で孤立しがちであると考えられ、誰にも相談できず、1人で悩んでいる子どもはまだまだ地域に存在していると思われまます。様々な事情を抱える家庭に介入し支援を行うには、行政だけで対応することは困難であるため、「ヤングケアラー」を正しく認識するための周知啓発が必要であり、地域とのつながりを築いていくことが今後の課題だと考えております。

県内では、名張市が地域全体で「ケアラー」を支援していくことを目的とした条例を制定しておりますので、条例の内容や県内の状況等を見て今後検討し

ていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

課長答弁されたようには、孤立しがちでまだまだ潜在的にそういった「ケアラー」と呼ばれる子どもたちがいるということは、相当数いるだろうという認識かと思えます。

繰り返しになるんですけれども、支援をするにしても発見しなければならないと。それを進めるためにも、先ほど課長もおっしゃったように名張市も活発にやっています。名張市は、課長言われたように行政だけでは難しいので、学校、警察署、児童相談所、民生及び児童委員など地域の皆さんとの連携が欠かせないと言っております。

児童福祉法では、このような関係機関で要保護児童地域対策協議会を設置することを自治体に努力義務として定めており、明和町では「子ども家庭支援ネットワーク」が平成18年に設置されております。「ヤングケアラー」の早期発見には、この協議会を充実させ、社会全体でこの問題を認識し、その存在を見逃さないことが大切だと考えます。

そこで、質問いたします。

町の子ども家庭支援ネットワークにおける支援体制と今後の方針、そして地域全体で見守るための「ヤングケアラー」の認識向上や児童相談所など相談窓口の情報発信や啓発についてのお考えもお答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 町の支援体制につきましては、「明和町子ども家庭支援ネットワーク」の司令塔としまして、令和2年11月に健康あゆみ課に「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、児童虐待や子どもの家庭に係る相談対応を行い、児童相談所をはじめ関係機関と連携し、要保護児童等の実態把握

や情報共有を行っております。

「ヤングケアラー」問題につきましては、要保護児童等の把握と同様に今後
も小中学校や幼稚園、保育所、こども園等を相談員が丁寧に巡回訪問すること
で、早期発見に努めていきたいと考えております。

「ヤングケアラー」の認識の情報発信や啓発、相談窓口の周知に関する取組
につきましては、現在、「ヤングケアラー」ということに特化した内容の周知
啓発は行っていないため、小中学校や幼稚園、保育所、こども園等を通じたチ
ラシ等の配布や支援者への研修やホームページ、LINE等を活用した情報発
信を行っていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） 分かりました。ぜひよろしく願いいたします。

このヤングケアラーの問題は、子どもの成長に言うまでもなく大きく影響を
与え、今は18歳以下が「ヤングケアラー」と呼ばれております。ただ、今後は
18歳から30歳ぐらいまでの年代が若者ケアラーに移行することとなり、その方
たちが就職難や仕事が続けられなくなる可能性があります。現在、民間レベル
でも認識は非常に低く、企業での支援は非常に鈍いと言われております。そうい
ったことが社会との分断につながり、ひいてはひきこもりなどの原因につな
がることもあるとされています。

このケアを担う家族が子どもから若者へ移行していくことに関し、町として
どのように捉え、どう向き合っていくお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 企業等へどのようにアプローチしていくか
という考えでございますけれども、こちら研修等を企業のほうに向けて関係機
関と連携しながら努めていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

すみません、もう一度、質問お願いできますか。

○14番（高橋 浩司） 今は子どもたちが「ヤングケアラー」として担っているが、そのままスライドして18歳以上から30歳ぐらいの年代になることは当然想定されることであって、それらをどう認識しているのかということと、それに対する考え方というのが回答がないので、改めてお尋ねいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 現在の状況としまして、18歳以降の方につきましての支援体制というのがなかなか関わりを持つことは希薄なところもございますので、そういったところは障がい者生活支援センター等とも関わりながら、在宅のほうにひきこもりがちであったりとか何かしらの状況を把握しながら、個別にアプローチしていくことも大事かと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問ございますか。

○14番（高橋 浩司） よろしく申し上げます。課長言われたように、これが移行していくと先ほど申し上げましたけれども、ひきこもりとか社会との分断で非常に辛い状況に追い込まれていくということが相当予想されますので、よろしくお願ひいたします。

専門家からは、辛いと思ったときに頼れる選択肢はいろいろあったほうがいいと。家族のことは家族で解決すべきという昔のような考え方、価値観を変えて相談しやすい社会にすることが必要と提言しています。まず、「ヤングケアラー」の把握と啓発により認識を広げ、相談と支援につなげるため国の補助制度も活用するなど今後は積極的に取り組まれるよう要望し、次の質問に移ります。

2点目なんですけれども、循環型社会へのまちづくりとして、食品ロス問題への取組についてご質問いたします。

売れ残りや食べ残し、賞味期限切れなど本来食べるはずの食品が廃棄されてしまう食品ロス、この食品ロスの削減は世界で20年以上前から取り組まれ、近年その活動は急速に広がっています。

食品ロスに関しては、5年ほど前に北岡議員が質問をされておりますが、その後、社会状況の変化や国連のSDGs持続可能な開発目標にも該当し、それらを踏まえご質問いたします。

国内で1年間に出る食品ロスの量は約570万トンもあり、これは国連による発展途上国への食糧援助、約420万トンの1.4倍にも当たり、2016年を基準に、2030年までに1人当たりの食品ロスを半減させるという目標を掲げています。

日本では、自治体の責務として、食品ロス削減の推進に関する法律を令和元年10月に施行し、現在570万トンを2030年までの8年間で約15%減の490万トンまで減らす取組が進められております。これに基づき、国では、各家庭での食べ残しや賞味期限切れを減らし、外出時の持ち帰りを呼びかけており、企業に対しては納品期限の緩和や返品や過剰在庫の削減を推奨し、また地方自治体には施策の推進や削減計画の策定を求めています。

ここでまず、明和町における食品ロスの現状と課題を教えてください。そして、学校給食でも食べ残しが課題だと考えますが、その処理方法についても併せてお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋浩司議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 日本では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づきまして、2030年、令和12年までに、2000年、平成12年の半分までに食品ロスを削減する取組が求められております。

食品ロスにつきましては大きく2つに分けられまして、事業系廃棄物と家庭系廃棄物がございます。現在の課題としましては、まず事業系では、食品メーカーや小売店、レストランなどの飲食店での期限超えの食品や在庫、食べ残しなどの課題があります。家庭系では、調理時に本来食べられるのにカットして捨てている部分や食べ残し、期限切れの食品などがございます。

事業所等からの食料廃棄や家庭での食べ残しなどは食品ロスとは別にごみの量の増加にもつながることから、平成24年度から毎年一度、伊勢市、明和町、玉城町、度会町で伊勢広域清掃工場に赴き、ごみの組成調査を行っております。

この組成調査により割り出された未利用食品や食べ残しの割合は、今年度で9.2%であることが判明しておりまして、前年度の3.9%よりも5.3%増加していることが分かりました。なお、このごみの中の組成調査の結果については、「広報めいわ」の2月号に掲載をしております。

この結果から、未利用食品や食べ残しを食品ロスの観点から見ますと、町においては、前年度に比較して増加していることとなります。理由としましては、コロナ禍の中、各家庭での自炊の機会が増えたことが主な原因と予想しております。ただし、コロナ禍の収束以降についても、今後の食品ロスに対する効果的な啓発方法は重要な課題と捉えております。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 学校給食での食品ロスとその処理について申し上げます。

町内の学校給食につきまして、学校では食育の授業のほか社会科、家庭科、保健体育の授業など日々の学校活動の中で食べ物の大切さ、食べ物への感謝を指導しており、食べ残しは年々減少傾向にあります。

1年を通して見ますと、子どもたちが体格的に成長をするので、年度の前半より後半のほうが食べ残しは減少いたします。また、季節的には夏場に残す量が多くなったり、冬場は牛乳が飲めなかったり、気候の影響もございます。

全体としましては、小学校に比べると中学校のほうが残食量が多いという結果が出ております。思春期の影響などもあって、小学校時に比べると食べ残しが増える傾向があるようです。体を形成する時期でもありますので、しっかり食べるよう食の教育の充実を図りたいと考えます。

残食物の処理につきましては、一部の学校では堆肥化を行っていますが、全体としては、乾燥化や水切りの徹底等により減量化の上で可燃物として処理しております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋浩司議員。

○14番（高橋 浩司） コロナ禍で家での食事が多くなったというのは分かるとしても、食べ残しが去年が9.2%、それでその前が3.9%、これは倍以上ですよ、2倍以上。これは相当今の時代で啓発やそんなんしてもろとる中で、これだけ急激に増えるというのはこれが続けば大変なことなので、早急にどういったことでそうなっているのか分析とその削減への取組が必要と考えます。

そして、教育課長、給食で季節で夏場は食べ残が多いとか、冬場に牛乳が残っちゃうということなんですけれども、課長言われたように体を形成する時期で一番大事な時期なので、栄養面に関しても問題で、例えば夏場でも食欲の出るようなメニュー、献立の栄養面はもちろんなんですけれども、そういったものを考えてもらうとか、冬場の牛乳に関して温度管理というのは相当難しいと思うんですけれども、早めにちょっと冷蔵庫から出してとか常温、室温に戻す時間を衛生面も考えた上で、冷たいから飲みにくいということやと思うので、そういった工夫もしてもらったほうがいいのかなというふうに思います。

こういったことを両立させることで、栄養面、しっかり食べてもらわなあかんことと食品ロスの削減ということにつながるので、そういったことを経費かけずに工夫してもらうようお願いいたします。

三重県では、法に基づく食品ロス削減計画を昨年3月に策定し、フードバンク活動を通じた生活困窮者の支援を目的に、通称「みえ〜る」を開発しました。これはICT情報通信技術を活用し、食品会社とフードバンク団体とをつなぐシステムで、明和町の社会福祉協議会も参加しています。

また、桑名市では、事業者から提供された賞味期限が迫った食品を、「タベスケ」というSNSサイトを通じ消費者が安く購入できるサービスを導入しました。

お隣の伊勢市商工会議所は、3年前からフードドライブに取り組んでいます。フードドライブとは、家庭などで余っている食べ物を持ち寄り、それをまとめて寄附する活動で、会員から募った食品を伊勢の社会福祉協議会に提供してい

ます。社協の宮崎会長は、コロナ禍で困窮者が増えている中、継続して届けてもらい、本当にありがたいとおっしゃっておみえになります。

明和町では、子ども食堂の「こむすび舎」とありんこカフェ茶々の「O B E N T P R O J E C T」でもったいないと助け合いを結びつけ、野菜などの寄附をお弁当だけでなく、募金にも活用しています。

私の友人で松阪で宴会のできるようなちょっと規模の大きい飲食店を経営している同級生から、コロナ禍で予約がキャンセルになって食材が余ってしまい、何とか活動できへんやろかというような相談を受けたこともあります。また、このことは下井議員が当事者になるかと思いますが、大淀の漁師の友人からは、飲食店は仕入してくれへんので、単価は下がるわ、売れへんわで参っとるわとも聞いています。

そして、答弁にもありましたが、家庭での食品ロスの激増は賞味期限切れや食べ切れない食品が捨てられているということであり、明和町においてもフードバンクやフードドライブのニーズがあることを示しています。

そこで、質問いたします。

明和町の食品ロス削減推進計画の策定のお考えはいかがでしょうか。また、フードバンク、フードドライブのさらなる導入と支援についてのお考えも併せて答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 国につきましては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づきまして、努力義務ではありますが、各地方公共団体においても「食品ロス削減推進計画」の策定を求めています。三重県では、これに基づき三重県循環型社会形成推進計画を策定しました。

当町においては未策定ではございますが、全国的には各地方公共団体での食品ロス削減推進計画は策定率が2%にとどまっている状況であることから、先月、消費者庁から複数の市町村による共同策定を可能とする通知がございました。この通知により、今後は町においても広域的な取組を進めることが可能と

なるため、ほかの市町との共同策定についても視野に入れ、検討をしていきたいと思っております。

また、フードバンクやフードドライブなどの活用例につきましては、町内では社会福祉協議会や済生会明和病院、子ども食堂について実施をしております。社会福祉協議会では、県の食品提供システムの活用やコープみえ、フードバンク松阪、伊勢、津と連携して食料の無償提供を受けていることや、地元の農家さんからの寄附をいただいて生活困窮家庭の支援をしております。済生会明和病院では、職員は賞味期限の近づいた食料を持ち寄り、フードバンク松阪などに寄附を行っております。また、子ども食堂では、ありんことタイアップして社会福祉協議会からの食料提供を受けて、「OBENT PROJECT」への活用を実施しております。

これらの団体での活動につきましては、食料を必要としている施設や団体のみならず、特に貧困家庭などはコロナ禍で困っているケースもあるために、今後こうした団体が増えていくことは大変望ましいこととあります。また、こうした活動を実施していきたい団体等がございましたら、町としましても相談に乗っていききたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

課長言われた削減計画の策定に関してのいわゆる明和町単独ではなくて、広域で策定することができるようになったというその広域というのは、環境組合の方向性、明和、玉城、度会、伊勢市、1市3町のことなんですか。

いずれにせよ、そういった明和町だけでは難しいという取組も、スケールメリットにより効果的で実効性のある計画策定をスピード感を持って進めていただきますようお願いいたします。

また、課長答弁してもらったんですけれども、フードバンクやフードライ

ブの活動が町内で行われているというのは存じ上げておるんですけども、その活動をより充実させるためのサポート、また新しい活動を検討を希望している団体があれば相談に乗りますよというような答弁やったんですけども、そういう受け身もいいんですけども、こちらから発信するようにもう一步踏み込んだ支援をしていただきますよう要望いたします。

さて、食品ロスの削減に欠かせない啓発ですが、町内のイベントだけでなく、イオン明和や各所スーパーなど、そして広報や行政チャンネル、町の明和のLINEを使って積極的で継続した啓発を行ってはいかがでしょうか。

また、答弁であった食育ですが、先進的な取組を行っている長野県松本市はもったいないの気持ちを育むため、幼保小学生を対象に参加型の環境教育を行っています。そして、新潟県新発田市では小学6年、中学3年を対象に食育調査を毎年行っており、約9割が食べ残しはもったいないと答え、約8割が減らす行動を家庭でも学校でも取っているそうです。すごくいい取組だと思います。

食品ロス削減のためには、町は今後どのように啓発をしていくのか、そして環境教育はどういった方針で進めるのか、答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 生活環境課からは、住民の皆様に向けた啓発についてお答えをいたします。

最初の答弁で申し上げました「広報めいわ」でのごみ関連の記事掲載は、生ごみの重量を減らすために水分をもう一絞りしていただく啓発や、ごみの組成調査によるごみの減量化を中心としたものでございました。

可燃ごみの中には未利用のままの食品が見受けられるため、食品の賞味期限内や消費期限内といった言葉の正しい理解、必要以上に購入しないことでごみの減量化につながることも啓発はしておりますが、今後は食品ロスやSDGsにも深く関連していることも併せて、広報のみならず行政チャンネルやSNS等でも強調して啓発をしていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 児童生徒への環境教育、食育につきましては、先ほども少し申し上げましたが、食育の授業、また社会科、家庭科、保健体育などで食の大切さを教えております。

食品ロスに関する授業につきましては特に小学校5、6年生を中心に行っておりまして、食物の体への働きを知る、食物の生産過程及び生産者の苦労も知ることによって給食を残さず食べようとする気持ちを育てております。

また、学校での啓発の取組といたしまして、食に関する毎月の目標の掲示や毎月19日頃に町内産野菜を食材にした地産地消の取組、食育便りの発行等を行っております。そして、毎日の給食時に給食放送をするんですが、この放送で献立内容、食材の紹介やその栄養成分、体への効果などの話をしまして、子どもたちが残さずに食べようとする意識づくり、環境づくりを行っております。

幼保、こども園においても、日々の保育や食育の時間を通じて食べ物への関心を持たせ、食べ残しを減らすように取組をしております。

食品ロスの削減につきまして、学校給食での残食量を減らすということは食品ロス全体の数値の引下げにつながるとは思いますが、さらにその子どもたちが学校卒業後も食を大切に、親の世代になってからも子や孫にそれを伝えていけるように、学校での食育、環境教育が果たす役割は大きいというふうに考えます。今後も、学校活動におけるあらゆる機会を通して食の大切さ、ありがたさを指導していくように取り組んでいきたいと思っています。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○14番（高橋 浩司） ありがとうございます。

食品ロス削減への町民への一過性でない情報発信と学校での指導など、持続可能な未来に向けて進めていただくよう要望いたします。

ところで、さっきから啓発とか発信とかいろいろ言うところなんですけれども、いろんな場面で思うんですけれども、明和町のLINEであるとかケーブルテ

レビ、明和町広報とかいろいろ媒体あると思うんですけども、どれだけの住民さんが見てもらっているのか、その見てもらっている傾向とか伝える内容によって時間帯やタイミング、どういった媒体を使うのがいいのか、なかなかその現状というのは把握しにくいと思うんですけども、効果的な発信のために何とかそういったデータというのは取れないものでしょうか。一度検討してもらいたいと思います。要望とさせていただきます。

この質問のまとめに、幾つかの取組事例を紹介いたします。

国では、備蓄米の保管期限後の一部を子ども食堂に無償提供を始めました。新潟県庁では、規格外や賞味期限の近い食品を自動販売機を庁舎に置いて半額程度で販売し、すぐ売り切れてしまいますということです。そして、昨年10月に、農業高校の甲子園と呼ばれる日本学校農業クラブ全国大会で明野高校が食べ残し食品の飼料化で優秀賞を受賞しました。ほかにもあるんですけども、これらの中に町としても生かせるものがあると思います。

食品ロスの削減はごみの運搬や焼却などを抑制し、経費の削減及び地球温暖化対策にもつながると考えます。明和町として広くアンテナを張り、様々な先進事例などの情報をいち早くキャッチし、よいものはどんどん取り入れ、循環型社会へのまちづくりの実現に向け、取組を要望いたします。

最後になりましたが、ちょっとこれ質問からずれるんですけども、世古口町長にお尋ねいたします。

平成30年12月に町長に就任され、今年の12月には4年の任期を迎えられます。町長としては2期目を目指して町長選に出馬されるご意向があるのか、お尋ねいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 今年の11月に選挙になると思うんですけども。

○議長（伊豆 千夜子） すみません、これ通告にないので、答弁は控えていただきたいと思うんですけども、よろしいですか。

○町長（世古口 哲哉） 考えだけ。一応今後、後援会の方々となかなか集まる

機会、コロナの関係でないんですけれども、ご相談しながら近々決めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊豆 千夜子） 高橋議員。

○14番（高橋 浩司） 失礼いたしました、通告にないことを聞いてしまい。

後援会はそれとして、自身の思い、覚悟を率直に聞きたかったんですけれども、いずれにせよ、今後丁寧に広く多くの方々の声に耳を傾け、それを生かし、職員が生き生きと町民のために働く役場にしていただきますよう要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で高橋浩司議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

9番 綿民 和子 議員

○議長（伊豆 千夜子） それでは、2番通告者は、綿民和子議員であります。

質問項目は、「子どもの居場所づくりについて」の1点であります。

綿民和子議員、登壇願います。

（9番 綿民 和子議員 登壇）

○9番（綿民 和子） 改めて、おはようございます。

それでは、議長より登壇のお許しをいただきましたので、子どもの居場所づくりについて幾つか質問させていただきます。よろしく願いいたします。

現在、コロナ禍での貧困がもたらす影響として虐待件数も増えていると思います。全国の警察が2021年に虐待の疑いがあるとして児童相談所に通告した18歳未満の子どもは、前年に比べ1%増の10万8,050人だったことが警察庁のま

とめで分かったとありました。虐待事件の摘発は、前年比1.7%増の2,170件とも過去最高ということです。コロナ禍で子どもを見守る機会の減少が懸念されることから、引き続き虐待につながり得る情報把握に努めるとしています。

児童相談所に通告した児童の状況別では、暴言などの心理的虐待が8万299人、身体的虐待が1万9,185人、ネグレクト、いわゆる育児放棄のことですが、それが怠慢・拒否が8,270人、性的虐待が296人、前年に比べ心理的、性的虐待が増えているということです。

まず、明和町の虐待の現状をお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民和子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 当町の虐待の状況についてのご質問をいただきました。

まず、新規虐待相談件数の推移ですが、令和元年度は15件、令和2年度は20件、令和3年度は1月末現在で14件となっております。虐待の種別では、心理的虐待が一番多く、続いて身体的虐待、ネグレクトという順になっています。

虐待通告の経路はおおむね児童相談所や幼保、小中学校からで、主な虐待者は実父が多く、年齢区分では乳幼児や就学前児童が一番多く、次いで小学生の順となっております。

このような現状の中、要保護児童対策地域協議会として設置しております「明和町子ども家庭支援ネットワーク」通称MCネットにおける各年度末時点での進行管理ケースの数は、令和元年度は85件、令和2年度は79件、令和3年度は1月末現在で81件となっております。代表者会議を年1回、定例実務者会議を年7回、個別ケース検討会議は随時行い、また児童相談所と年3回のケース進行管理会議で現状把握と情報共有、関係機関との支援方法の検討を行っているところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民和子議員。

○9番（綿民 和子） 明和町でも数多くの虐待が見られます。

では、虐待の中に育児放棄、ネグレクトがありますが、どのように認識して、またどのような対応されていますか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 虐待の種類は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待のおおむね4つに分類されますが、多くの事例におきましては、幾つかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければならないと思っております。

ネグレクトとは、心身の正常な発達を妨げるような食事を著しく減らしたり、与えないまま長時間放置する、不潔または不衛生な状態のままにする、重大な病気になっても病院に連れていかない、学校に通学させない、保護者以外の同居人等による身体的虐待や性的虐待を放置する、あるいは置き去りや遺棄するなどの行為を指すことだと認識しております。いずれにおきましても、子どもの心身に深刻な影響をもたらすものでありますことから、日頃から地域や関係機関との連携を図り、虐待の早期発見に努めなければならないと思っております。

明和町では、令和2年11月に設置しました「子ども家庭総合支援拠点」におきまして、児童虐待や子どもの家庭に係る相談対応を行っております。ネグレクトのケースに限らず、相談員が定期的に保育所、幼稚園、こども園や小中学校を巡回し、連携を密にする中で要保護児童等の早期発見や現状把握に努め、児童相談所をはじめとする各関係機関における支援方法を検討し、様々な支援を行っておりますが、改善が見られない場合は、児童相談所の判断により一時保護等の措置が取られる場合もございます。

また、年1回、教員や保育士、民生委員などに児童虐待についての理解を深め、子どもや親が発する注意信号を見逃さないことなど、虐待対応能力を高めさせていただく研修を実施しております。

さらに、明和町社会福祉協議会に「支援対象児童等見守り強化事業補助」を行い、お弁当の配達時に子どもや家庭の状況を見守っていただき、何かあれば

すぐにご連絡いただくように努めております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） ありがとうございます。

虐待に関しては、保護者の方も大変悩んでみえる方もたくさんみえると思います。また、現在子どもたちの悲しいニュースをよく耳にいたします。

そこで、現在子どもたちに関わっていただいている現状として、明和町内では地域づくりのため子ども食堂もされています。でも、先ほどお聞きしましたネグレクト等も含め、行きたくても様々な事情で行くことが難しい子どもたちもいると思いますが、子ども食堂の現状をお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 子ども食堂の現状ということでございますが、高齢者の生きがいづくり、地域の支え合いづくり、子どもの居場所づくりの場として子ども食堂の活動が注目されつつあり、明和町におきましても推進をしているところでございます。

現在、町内には1か所の子ども食堂がございます。主催者と町と社会福祉協議会とで話し合っ、立ち上がる当初から生活困窮者などの支援が必要な子どもに限定してしまうとかえって来にくくなることも想定されたことから、対象者を限定せずに誰でも気軽に来ていただけるような子ども食堂にしようという、そういうコンセプトで運営をしていただいております。

当初、放課後に開いていただいておりますが、コロナ禍の中で開催がしにくくなっていることから場所をコミュニティセンターに移して、月1回、子どもを受け入れ、食事や交流の場を提供していただいております。また、水曜日におきましても、気楽に寄っていただけるようなスペースを開放していただいているということでございます。

ネグレクト等支援が必要なお子様が実際にその子ども食堂を利用されている

のかどうかということをご主人の方に確認させていただきましたが、現在のところ、参加した子どもたちの中に支援が必要な状況の子どもがいるかどうかについては、把握できていないということでした。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） 今答弁いただいた中で、明和町では1か所が子ども食堂をされているということです。

もっとたくさんの方々に開設していただいて、子どもたちを見守っていただける居場所づくりとして増やしていただきたい、それには行政も地域で子ども食堂をしていただける方のご支援をしていただきたいと思います。これは要望としておきます。

そこで、私が申し上げたいのは、家庭や学校以外の場で子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりです。学童保育は延長しても午後7時までで、母親がフルタイムで勤務しているために家に帰っても誰もいない、勉強したくても塾に通う経済的な余裕がないなど、多くの子どもが当たり前と与えられている環境は一部の子どもにとって当たり前ではありません。家庭の抱える困難が複雑、深刻化して、安心して過ごせる居場所がなく孤立してしまう子どもも少なくありません。子どもたちの孤立しやすい放課後の時間に、家庭や学校以外の場で信頼できる大人や友達と安心して過ごせる居場所が必要です。それがまさしく「子ども第三の居場所」の必要性を改めて強く感じるところです。ぜひお考えいただきたいと思います。

今現在、このような環境に置かれました子どもたちの受け皿はありますか。もし明和町にあればお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 現在子どもの居場所となる場所があるかどうかということですが、現在、そのように特化した居場所というのはござい

せん。

子どもたちの抱える困難は非常に見えにくいものでありますことから、家庭や学校だけでは解決が難しく、関係機関と連携して子どもたちの状況を共有し、課題に応じて専門機関につなげていくことが必要かと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） 私が調べましたところ、日本財団の補助金を受け、全国的に広がりつつある「子どもの第三の居場所」を開設している市町があります。フリースクールや学童保育とはまた違った場所です。学びや遊びだけでなく食事の提供や入浴もできる、子どもにとって安心して生活のリズムを整える場所となります。家でも学校でもない、「子ども第三の居場所」づくりが必要ではないでしょうか、改めて思います。

明和町でも、学童保育利用者が増えている現状、ライフスタイル、ワークスタイルの変化に伴い子育ての形も変わっていく中で、全ての子どもたちが未来への希望を持ち、これからの社会を生き抜く力を育むことのできる機会と環境を提供することは大人世代の責任です。しかし、現実には家庭の抱える困難が複雑、深刻化し、地域のつながりも希薄になる中で安心して過ごせる場所がなく、孤立してしまう子どもも少なくありません。子どもたちが安心して過ごせる環境で自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など将来の自立に向けて生き抜く力を育む、子どもたちに温かい家庭のような「子ども第三の居場所」が必要ではないかとの思いを改めて強く感じました。ぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

町長は施政方針の中で、次世代を担う子どもたちが未来に向かって夢と希望を育める町、また町民の皆様が安心して住み続けたいと思っていただける町に向けて取り組んでいくと述べられていますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 議員がおっしゃいますように、子どもたちの孤立しやすい放課後の時間に家庭や学校以外の場所で信頼できる大人や友達と安心して過ごし、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「子ども第三の居場所」が必要な子どもも増えていると思っております。

その受け皿として、子どもたちが放課後に地域で見守っていただきながら楽しく安心して過ごせる場所として、現在あります子ども食堂等を広げていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） 子どもたちは宝物です。それを支えてあげるのが大人たちの役目です。ケアに欠ける子どもたちをきちんと支援する体制をつくっていただきたいと切に願います。

現在、ロシアによるウクライナへの侵攻を続けています。また、多くの子どもたちが命の危険にさらされています。一日も早く終戦することを願わずにはられません。

それでは、次の質問させていただきます。

現在、中学生の約7人に1人が不登校か不登校傾向にあると言われていています。学校とは何なのか、今まで当たり前だと思っていた学校の在り方を根本的に変える岐路に立っていると言っても過言ではないと思います。学校に行けなくなった子どもも、学校に行けている子どもも何ら変わらないのに、不登校というだけで他の子と違うという社会の目があります。その目が彼らを非常に追い詰めており、逃げ場がなくなっています。社会として認識を変えていくことが必要です。

また、たくさんの学校以外の居場所を地域で増やしていき、ありのままの自分を「それでいいのだよ」と言ってくれる人たちが増えることも重要です。そ

ここで、現在の対応と不登校に対する基本的な考え方、今後の支援体制についてお聞きします。

では、小中学生の現在の不登校の状況をお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民和子議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 町内小中学生の不登校の状況ですが、令和2年度は小学校で11名、中学校で25名でした。令和3年度は1月末現在で、小学校9名、中学校で20名となっております。不登校人数の定義は30日以上登校していない児童生徒となっておりますので、欠席日数が30日未満の子どもは含んでおりません。

ほかに学校には来られるものの、教室には入りづらいという子もおります。中学校では相談室に生活相談員を配置し、別室登校の部屋を設置しており、現在7名の生徒が別室登校をしております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） ありがとうございます。

不登校の原因にはいろいろとあると思いますが、ネグレクトが原因になっている場合も少なくないと考えております。一步踏み込んだ支援が必要ではないのか、また学校と教育委員会が密に連絡を取り子どもを守る、また命を守ることに取り組んでいただきたいとも思いますが、現在、不登校の子どもに対してどのような対応されていますか、お聞かせください。

また、子どもたちに対してどのような支援をされていますか、併せてお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 不登校傾向にある児童生徒に対する支援としまして、学級担任及び関係する教職員により対象の児童生徒及びその保護者との面談を行ったり、対象児童生徒宅を家庭訪問したりしております。

また、町のスクールソーシャルワーカーが家庭訪問と並行して小中学校、高校、場合によっては幼保、こども園を訪問して協議やケース会議、連絡調整を行ったり、児童生徒や保護者との面談を行ったりしております。

一方で、町のスクールソーシャルワーカーはスクールカウンセラー、それから県のスクールソーシャルワーカー、また健康あゆみ課、社会福祉協議会、それから松阪教育支援センター、これはフリースクールのような施設ですが、明和町子ども発達支援ネットワーク、明和町内小中学校生徒指導部とも協議等を行い、様々な教育関係者と連携を図りながら対応をしています。

また、学業の遅れを少しでも取り戻せるように可能な範囲でプリントを渡したり、別室登校の部屋でタブレットを使ったりしております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） では、不登校には主なパターンがあります。まず、1日自宅で過ごす人数、またフリースクールに通っている人数、昨年新たに不登校になった人数、またほかに他のパターンがあればお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 不登校の児童生徒につきましては外に出たりするエネルギーがなくなっている場合が多く、ほとんどの子どもが家で過ごしているようです。先ほど報告した不登校児童生徒数のうち、家で過ごす傾向の人数が小学生で8名、中学生が19名ということです。家で過ごす児童生徒の中には、スマートフォンやゲームを所有している子が多く、SNSやオンラインゲームを通じて友人とつながっている児童生徒もいます。

また、不登校傾向にあり、欠席が多いながらも調子がいいときには登校できる児童生徒もいます。それらの中にはそのまま所属学級で過ごすことができる児童生徒や、教室に入れず先ほど申し上げた別室登校、相談室や保健室で過ごす児童生徒がいたり、その形態は様々です。

フリースクールのような形では、松阪教育支援センター鈴の森教室に通っている子が2名おります。先ほど申し上げた中学校別室登校の生徒が7名というような状況です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） それでは、次には、不登校にはいろいろな原因とか要因があると思いますが、どのような要因があるかということを考えてられますか、お願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 不登校の要因としまして、様々なものがございます。

体調不良や精神不安定など身体的なもの、それから授業が分からない、学校行事や部活動が苦手、友達がない、人間関係の悩みとかいじめ、学級担任や教職員への不満などこれは居場所としての学校に対する不満です。それから、自己の承認欲求が満たされないとか他者との比較で自己肯定感の低下、これもあります。それから、ゲーム依存による怠惰な生活、昼夜の逆転、コミュニケーションの欠如、それと保護者の養育力不足やネグレクト、ヤングケアラーなど家庭に問題がある場合もあります。本当にたくさんの要因がありまして、これらが一つ一つではなくて幾重にも折り重なって学校に行けない、行きづらい状況をつくっているものと考えます。

また、ここ数年におきましては、新型コロナウイルス感染予防のために予期せぬ休校などで日常での規則的な生活リズムが崩れて、学習意欲やモチベーションが低下したり、気持ち的に休みやすい状況につながっているような傾向もございます。同時にコロナ禍における閉塞状況の中でDVとかネグレクト等によって家庭環境が不安定になったり、児童生徒の不登校につながるケースもございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） 先ほど答弁いただいた中に、不登校の中にはいじめが関連していることも少なくないと思います。

では、明和町におけるいじめの実態をお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） いじめの実態でございますが、令和2年度で本町はいじめ認知件数が小学校で18件、100人当たり1.52です。中学校では4件で100人当たり0.66ということでした。令和3年度は1月末現在ですけれども、小学校21件で100人当たり1.76、中学校では5件で100人当たり0.83というようなことで、報告件数としては小学校のほうが多いという結果になっております。

いじめの発見のきっかけは、本人や保護者からの訴えや教員等が発見した場合が多く、学校でのアンケート調査で発見した場合や学校以外の関係機関からの情報提供の場合もあります。

いじめのパターンにつきましては、多くは冷やかしかからかい、嫌なことを言われたりしたことなどで、仲間外れや無視される、遊ぶふりをしてたたかれる、蹴られるというものもあります。

いじめの捉え方ですけれども、数年前からいじめ認知件数による都道府県間の大きな開きが問題視されております。教員がいじめ事案を何度か対応する中でそれぞれのいじめの捉え方の概念をつくってしまっていて、いじめの捉え方に差が生じているのではないかと考えられます。このため、教員へのいじめの定義、捉え方の再確認及び研修を行いまして、通常ではいじめと言わないようなお互いのけんかやふざけ合いについてもいじめの芽、いじめの兆候として捉え、全ての問題を早期の段階で認知するように指導をしております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） このいじめの数字の中で、令和3年度、小学校では21件、中学校で5件ということで、これは表に出ている数字ということで、いじめというのは表に出ない数字が多数あると思います。

そこで、ちょっとお聞きしたいのが、今度は携帯電話によるいじめも少なくないと聞きますが、使い方ルールなど決められているのでしょうか。また、学校でどんなような指導をされているのか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 携帯電話についてですが、小中学校では送り迎えの連絡用としてのみ学校に携帯電話を持ち込むことができます。登校時に児童生徒から預かりまして、帰宅時に返却するという方法を取っております。

携帯電話の使い方のルールとしましては、学校では決めずに各家庭でルールづくりを行うように保護者に啓発をしております。指導の内容としましては、中学校では、「スマホ安全教室」としてネットモラルの学習をしております。インターネットのトラブルがあればそれを題材に学習を行い、インターネットは便利ですが、悪用されることもあることを指導しております。

また、小学校では、高学年でネットモラルの学習をしています。保護者の方にも一緒にネットモラルについて親子で学習できる機会を設けておりましたが、これはコロナ禍でそういった場が持てない状況に今なっております。

保護者の方には家庭での使い方をどうしているかアンケートを行いまして、家庭での携帯電話の使い方のルールをつくってもらうように提案・啓発をしています。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） ここで、ちょっと1つご紹介したい事例がございます。

いじめの要因が重なり、中学2年から不登校になった彼女の心の声を新聞に掲載されておりましたのが目に留まりました。ご紹介させていただきます。

世の中や学校に言いたいことはと尋ねられ、親が世間体を気にするため、長い時間を要し、その間もつらい思いをしながら学校に通っていました。周囲の大人も人と違うことを恥だと思わず、まずは話をよく聞き、受け入れ、尊重してほしいと思います。また、不登校という道を選んだ人に対して悲観的に思わないでほしいです。私はこの経験をよいものだと思っています、とあります。

現在は、彼女は通信制高校に通いながら、教師になるという夢に向かっていろんな活動をされているそうです。

では、携帯電話、今では日常生活に欠かせないものです。それが一歩間違えればいじめの武器にもなります。携帯電話、家庭でのルールをぜひつくっていただいて、そういうふうな学校での指導もよろしくお願いいたします。

では、次に、保護者への支援についてお尋ねいたします。

当事者の子どもと共に様々な不安を抱えるのが保護者です。焦らない、せかさない、待つということが親としての子どもの未来を考える中で、非常に難しい対応であることは容易に想像できますが、本人が力を蓄え、次のステップに行くためには、周囲はじっと待つということが必要とされます。

保護者の方は非常に苦しい思いをされているのだと思いますが、保護者の方へ現在はどのように対応を取っているのか、保護者の方が相談できる場所はどこかなどところがあるのか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 不登校児童生徒の保護者の対応ですが、基本的には児童生徒への場合と同じような形になります。家庭訪問及び学校での個人面談で対応しております。

スクールソーシャルワーカーによる対応につきましても、やはり学校の対応と並行して小中高等学校等の訪問、協議やケース会議、連絡調整でございます。スクールカウンセラーや県のスクールソーシャルワーカー、健康あゆみ課、社会福祉協議会、教育支援センターなどと協議等を行い、連携を図りながら対応しております。この辺も児童生徒の場合と同じでございます。

相談先としましては、学校、教育委員会、それからスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、役場の健康あゆみ課や社会福祉協議会、町の巡回相談員等がありまして、これらが連携して不登校の児童生徒及び保護者の相談窓口として対応できるようにネットワークを整えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） ぜひ保護者さんに寄り添って、相談しやすい環境を引き続きつくっていただきたいとお願いいたします。

では、この質問、最後になるんですが、名古屋市では、2022年度、不登校生徒や集団生活が苦手と感じる生徒、特定の教科のみ欠席しがちな生徒らを対象とする校内フリースクールを市内の中学30校に開設する方針です。悩みを抱える一人一人の生徒にとっての居場所づくりを目指します。それぞれ担当の教諭を1人配置し、場所は空き教室を居心地のよいスペースになるよう工夫して、不登校や不登校傾向の子どもたちが自分のペースで学んだり、時に異学年で学び合ったりできるようにする。授業は実施せず、生徒自身が1日のスケジュールを決める。市教育委員会は、生徒がタブレット端末を活用して勉強したり、スクールカウンセラーに悩みを相談したり、相談しやすい環境を整える考えだということです。

松阪市においても、新年度当初予算案として、不登校・いじめ対策「ふれあい教室」を開設、不登校児童生徒の増加を踏まえ、不登校児童生徒復帰支援員10人を配置し、市内の2中学校区に対象児童生徒の教室復帰に向けた相談や学習支援などを行うふれあい教室、また「別室登校支援教室」を開設するとありました。

先ほど答弁の中にもありましたが、現在、松阪鈴の森教室に通っている児童もみえますが、少人数です。松阪市まで行かなくても、もっと近くで跡地利用できる場所、また廃校になる小学校もあると思います。そこでぜひ鈴の森教室

のような学びの場を明和町にも開設していただけたらと思います。最後に、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 綿民議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 今、町としての考えはどうかというふうなこともございましたけれども、今回は教育長として今どのように考えとるかということで答弁させていただきたく思います。

先日、教育長会のほうで連絡がございまして報告がございました。これは令和2年度、不登校児童生徒数は三重県内、小学生が823人です。そして、中学生が1,616人ということになります。これをもう少しひきこもり状態になっておる子どもたちの観点からいきますと、90日以上欠席が小学生で381人、中学生が1,002人という報告を受けました。私自身、これは大変重く受け止めております。年間の授業日数が200日前後になりますので、それから考えると約半分来ていない子どもたちがこれだけの数おるということ、大変重く受け止めております。

こうした不登校の児童生徒を受け入れ、学校復帰であったり、学習支援の取組をしている施設が教育支援センターです。その中が一昔前までは適応指導教室として運営しておりました。県内に20か所ございます。

松阪地域、この地域は松阪市、そして多気町、明和町、3市町におきまして、それぞれが負担金・分担金を出しながら運営をしておるところでございます。その他、多気郡内でいきますと大台町、それからお隣の大紀町との間にありますが奥伊勢教育支援センターという形で運営をしておるところでございます。私も十数年前まで、この奥伊勢の教育支援センターで3年間、不登校の子どもたちに対応してまいりました。そういったことからいきまして、より強く受け止めております。たくさん学校に行けずにいる子どもたちがいるということ、大変重く受け止めております。

今、明和町のほうは松阪市の教育支援センター、特に鈴の森との連携なんです。非常に連携の中身も良好な関係を保っております、いろんな形で学校、

そして私たち明和町の教育委員会にも関わってもらっておるところです。

しかしながら、やはり遠いんです。鈴の森に通うのに、子どもたちいろいろ連携をしながら通わせてもらうことがあるんですけども、いかんせん遠く、約1時間かかります。それから、あと保護者の皆さん、やっぱり疲弊していきます。子どもたちの送迎、そしてまた子どものそういった状況に対する不安も含めて疲弊をしていくということで、鈴の森への通学といいますか、そちらのほうもやはり中断していってしまうというふうな現状がございます。そんなことからやはり近くで、子どもたちはもちろん保護者の皆さんも安心できる場所があればと思うばかりです。

そんな中で、私のほうでは今現在そういう教育支援センターを明和町に設置してくれないかという思いを持っておりますので、県のほうへ今後はしっかりと具体的に展望を持って要望もしてまいりたいと思いますし、そんなようなことを今、私自身は思っておるところです。

そしてまた、将来的には子育て支援センター的な機能を持った居場所になればと思っています。要は、今もそうなんですけれども、小学校、中学校終わった後、そのままひきこもり状態が続いていく、これは大きな社会問題だと思いますので、卒業後もやっぱり見守っていける、そういった居場所づくりをしていかなければならないのかなと私自身考えておるところです。

学校へ行けている子、そしてまた行けずに苦しんでいる子ども、この子どもたちも全て明和の子どもたちなんです。ですので、やっぱり行けていない子どもたちをしっかりと守り育てていくことも、私は教育委員会としても大事な役割なのかなとは思っておりますので、しっかりとその形で見守っていきたいなと思っています。

来年度、令和4年度、県教育委員会も今の不登校の状況を大変重く受け止めておりまして、大きな教育課題と捉えておりますので、対策を講じております。その一つが、県の教育委員会は令和4年度、中学校卒業後高校生対象に不登校、そしてまた休学、退学が多くなっている現状を受けて、県立の教育支援センタ

一を設置する方向でございます。準備ができ次第、設置していくというふうなことを聞かせてもらっております。

それから、三重県のほうも「ひきこもり支援推進委員会」ということを設置して、大きな社会問題と捉えて県教委も、それから県も動き始めてもらっておりますので、明和町もやはり今大きな課題だと私自身思っておりますので、今後、やはり明和町への教育支援センターの設置をぜひとも要望してまいりたいなと思っております。

それには小学校や園の跡地も含めましていろんな適切な場所も考えながら、そういった居場所づくりがしていければなと思っておりますので、せっかく今日ご質問もいただきましたので、議員の皆さんのまた後押しも支えもあって要望が実現していければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

綿民議員。

○9番（綿民 和子） 教育長、ありがとうございます。前向きに考えていただき、何か心がほっとしたような、温かくなるような気がいたします。

見えない格差社会や子どもたちの未来を遮ってしまわぬよう、明和町での居場所づくり、教育支援センターの早期実現をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で綿民和子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

40分までお願いいたします。

（午前 10時 30分）

(午前 10時 40分)

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

7 番 江 京子 議員

○議長（伊豆 千夜子） 3番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「新型コロナウイルス感染症対策を問う」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

(7 番 江 京子議員 登壇)

○7番（江 京子） よろしくお願ひします。

東日本大震災から明日で11年、まだまだふるさとに帰れない人たちがたくさんみえます。一日でも早く元の生活に戻れるように願ひます。

また、先ほど高橋議員も話しされましたが、ウクライナに対してのロシアによる許しがたい暴力による侵略に強く抗議したいと思ひます。

では、通告に従ひ、質問したいと思ひます。今回、新型コロナウイルス感染症対策を問うの1点で願ひします。

まず、現在、明和町が行っている新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。今回は、特に新型コロナウイルスに感染した住民、家族に対しての明和町の支援体制についてお聞きしたいと思ひます。

初めに、感染者の把握、松阪保健所との連携についてお聞きします。

毎日のように防災無線で流れるコロナ感染人数と誹謗中傷は絶対にだめです

よという放送、以前にもこんな個人攻撃につながるような放送はおかしいと抗議させてもらいましたが、依然として流れています。町長は、「笑顔が輝く明るい和やかなまち」を掲げられています。それにはまず、住民の安心・安全が一番ではないでしょうか。

明和町は感染者の把握、松阪保健所との連携は今どのような体制になって動いていますか。私は毎日放送される防災無線の内容では住民の安心にはつながらないと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江京子議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 江議員から、新型コロナウイルス関係のご質問をいただきました。

議員の質問の中で、個人攻撃につながるような放送はおかしいというような内容のことがございましたけれども、感染者の方やその関係者などの方に対する個人攻撃につながらないように防災無線で繰り返し啓発等を行っているところでありますので、誤解のないようご理解をいただきたいと思います。

あとのいただいたご質問につきましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） まず、新規感染者の把握につきましては、保健所からの連絡により把握をいたします。第5波以降は、翌日に三重県が公表する内容について連絡が入ります。

学校や保護者からの連絡が保健所よりも先に教育委員会へ入ることがございますが、基本的には保健所から健康あゆみ課に情報が提供されて、健康あゆみ課から関係課に連絡し、それぞれの対応を必要に応じて保健所と連携しながら行っているところでございます。

なお、防災無線での放送につきましては、通常放送の最後に感染防止対策の

徹底などの啓発の放送をしています。そして、感染者が発生した際には、その情報と誹謗中傷を絶対に行わないように啓発をさせていただいております。町長が申し上げましたが、誹謗中傷につきましては過去にそのような事象があったことから、感染者やその関係者を守るために現在もその啓発を続けておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 本当に感染が始まった頃、たくさんの心ない誹謗中傷があったのは確認させていただいております。ですが、なぜかあれを聞いていると、感染した者が悪いように聞こえてしまうというのをよく住民さんからもお聞きします。本当に今、感染力の強いオミクロンが出てきている中で皆が不安の中でいる町民さんにお願ひだけじゃなくて、町民の安心につながる町独自の情報も一緒に流していただけたらと思っておりますので、今後よろしくお願ひいたします。

では、次に、自宅療養者家庭の把握、サポート体制についてお聞きします。

1月中旬、前の週に仕事で名古屋に出かけていた夫が朝、喉の痛みを訴えました。とても嫌な予感がしました。翌日には普通食が食べられない状態になり、声が出なくなりました。発熱は高熱にはなりませんでしたが。3日目に医療機関を受診、PCR検査を受け、解熱剤や胃の保護薬をもらって帰宅しました。発症から4日目、22時58分、病院から陽性の連絡があり、23時8分に松阪保健所より陽性の連絡がありました。陽性の結果が出るまでは本当に不安でした。そして、こんな深夜まで仕事をされている保健所職員さんに感謝し、頭が下がる思いでした。

このような中、自宅療養者が急増しています。私は実際町からのサポートがないのが困りました。保健所の対応は、陽性の連絡があった翌日より定期的に連絡があり、症状の確認とパルスオキシメーターの必要性を聞かれ、借りることにしました。また、同居の濃厚接触者の情報を保健所に伝え、濃厚接触者は

厚生省のマイハーススにて経過観察をすることになりました。その後、保健所からは毎日定期的に、感染者本人に経過観察の電話がありました。

ただ、ここで思ったのは保健所から電話があった場合、今、電話での連絡なんですけど、うちの場合、今回軽症だったので電話に出られたのですが、これが重症な場合、電話に出ることができない場合はどうするのかなとすごく不安に思いました。

保健所のやり取りの中で思ったのは、町への相談窓口の紹介をしてもらえたらよかったのになというのをすごく感じました。町として、自宅療養になった人や家族の把握とかサポート体制はどんなふうを考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず、自宅療養者の把握につきましては、これは保健所が全て把握しておることで、町のほうにはそういう情報は流れてはきておりませんので、全て県の保健所のほうで対応をいただいているという情報になっております。

保健所におきましては、後に出てくるかも分かりませんが、食料など支援物資の件であるとかそういったことで、町へ相談の窓口の紹介という形では対応はしていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 保健所のほうからは、自宅で食料支援やそんなのができるかどうか聞かれましたが、町の情報としてそれを受け取ることがなかなかできなかったのはすごく不安に思ったところでした。今の状態がそんな感じですよ。

次に、新型の変異株のオミクロンになってから、子どもの感染が急激に増えています。教育機関との連携はどうなっているのか、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 町のほうから学校とか幼保、こども園とかそういう教育機関との連携ということかと思えます。

それについてでございますが、今回の変異型のオミクロン株、感染力が強くて、学校においても今までにない感染状況になっております。

議員の皆様にはこれまでもLINE等でお知らせをしておりますように、1月後半から各学校、幼保、こども園におきまして陽性者が発生しており、まん延等が心配される場合に、その状況によって感染症対応マニュアルや国のガイドラインに基づいて学級閉鎖や休校・休園等の措置を行っております。これらの対応に当たっては教育機関と綿密に連携し、取り組んでおります。

これまでの経過としまして、まん延防止等重点措置の期間に入る直前1月20日に臨時校長会、臨時園長会を開いて、感染者や濃厚接触者が出たときの対応、連絡体制等を再確認しました。その後の経過につきましては、教育厚生常任委員会資料でも報告させていただいているところでございます。

教育委員会や学校、園等に陽性者の連絡が入った場合は、最終登校日、最終登園日はいつか、本人及び同居家族の症状はどうか、発症日はいつか、保健所の調査状況はどうかなどの情報を学校、園と共有し、保護者等への連絡やクラス閉鎖の必要性、期間等の判断などを細かくやり取りして対応しております。また、クラス閉鎖をしたときなどまん延状況等が心配される際には、学校、園と連携し、園児、児童生徒の抗原定量検査を実施しまして、まん延防止等に努めております。

3月6日をもちまして、三重県のまん延防止等重点措置は解除になりましたが、県内の感染状況は依然として高い水準にありますことから、県は「再拡大阻止重点期間」として取組を続けております。町教育委員会としても、引き続き警戒態勢の中で、学校や園と連携して感染防止対策に努めたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 本当に小さな子どもを持つ家庭の感染が増えているのは、明和町多くなっていると思います。

クラスの閉鎖や学校全体の休校などでいきなり仕事を休まなくてはならない保護者の方、すぐに仕事を休めない人もいると思いますが、個人に対する相談体制は学校としてはどのように取っているのか、教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） クラス閉鎖とか学校休校の場合の対応として、学校、幼保施設では、陽性者が発生した場合にまず保護者宛てにメール等で迅速にお知らせをいたします。特に学級閉鎖、学校休校等を行う必要が生じたときは、学校、園と連絡して迅速に対応を心がけております。

PCR検査の結果等は休日や夜遅くに判明する可能性があるため、休日・夜間の連絡は教育委員会が対応をしております。平日の夜間の対応はもちろんです、土日・祝日につきましても、教育委員会事務局内でローテーションを組んで役場待機をしています。また、夜間の遅い時間帯も、宿直や保健所と議員のほうからも言われました10時や11時、もっと遅いときに連絡来る場合もございますので、必ず電話がつながるようにしております。あまり夜遅い場合は保護者への連絡は翌日になってしまう場合がありますが、極力早くお知らせできるように準備をしております。

保育所につきましては、クラス閉鎖、休園期間中でも保育が必要なご家庭に対しては保育を続けております。

今回の第6波は陽性者が発生したときの学校運営について、厚生労働省や文科省のガイドライン、マニュアル等に基づいて行っていますが、状況が大分第5波以前とは違いますので、陽性者が出ただけで直ちにクラス閉鎖とかにはなりません。複数の陽性者とか複数の濃厚接触者があったときに学級閉鎖というふうになりますので、その辺は保護者の皆さんにもご理解・ご協力をいただきまして、家での自宅待機をしてもらっています。これに対しての苦情とか相談というのは特には入っておりません。皆ご理解いただいて、自宅待機を対応し

ていただいとるのかなというふうに考えております。

午後から学級閉鎖というような場合もありますので、そんな場合は保護者の皆様大変なんですけど、お迎えが遅くなる場合もございます。そういう場合は、学校のほうが責任を持って児童を預かっているというような状況で対応しております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 柔軟に対応してくれているということで、これからも保護者さんの安心につながるようにしていただきたいと思います。まだまだ企業でコロナ休暇を設定しているところは少なく、やっぱりパートの方なんかが多い中で収入がすごく減っていくということもありますので、なるべく基準を考えて、陽性者が出て学校が続けられるような考えで進めていってほしいと思いますので、要望していききたいと思います。お願いします。

3回目のワクチン接種の接種券が届き始めました。今回も1市3町でのワクチン接種ですが、国は初めの8か月を前倒しして、なるべく早くワクチン接種を呼びかけています。

明和町も、この間お聞きしました6か月での接種券の対応とお聞きしました。今回はお任せ予約で、前回のような何百回も電話をしてもというような混乱は起きていないと思いますが、現在のワクチンの接種率をお聞かせください。

また、いろいろな事情で、まだ一度もワクチン接種ができていない人への対応はどうなっているか、お聞かせください。以前聞いたときには、まだ1回も受けていなくて打ちたいと言われた人に対して、医療機関のほうを自分で探してくださいと言われた人がいたというのをお聞きしているので、その点も教えてください。

それから、子どもへのワクチン接種への動きが始まりましたけれども、明和町ではその点の保護者が安心できるような分かりやすい情報の提供はどうして

いるのかも教えてください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず、接種率についてお答えしたいと思います。

令和4年3月3日現在、1回目の接種を終えられた方が1万8,335人で接種率は88.6%、2回目の接種を終えられた方が1万8,187人で接種率が87.9%となっております。その2回目の接種を終えられた方のうち、18歳以上で6か月以上の間隔を置いて3回目の接種をされた方が4,901人、接種率が25.3%となっております。

広報やホームページ、LINE等で周知はしておりますが、まだ一度も接種できていない方でも、コールセンターやウェブ等でご予約いただければ接種可能となっております。接種券が届いておれば、個別の医療機関におきましては1回目、2回目の接種を受けてみえない医療機関もございますが、そういったところもコールセンターにお問合せいただければ、対応させていただいております。

また、5歳から11歳の子どもさんへの予防接種も、3月6日から開始されております。そちらにつきましては、いろいろと打ってもいいんだろうとかお悩みの保護者さんもおみえになると思いますが、県のほうでそういった相談窓口を設置しておりますので、そちらへお問合せいただけるようにホームページ等でも掲載しておりますので、そちらをご活用いただければと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 3回目の接種が始まって、だんだん接種率が上がっているのはとても大事なことだと思います。まだまだ3回目の接種券が届いていない年齢の方もみえると思いますが、スムーズに行くことを願っております。

子どもへのワクチンなんですが、やっぱり打つほうがいいのかどうしょうか

と迷ってみえる保護者さんがまだまだたくさんみえると思いますので、安心につながるような情報提供を細かくしてあげてほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、今後の新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

住民に寄り添った対策、周知の仕方についてお聞きします。

今回はとても貴重な体験だったと思います。今までは家庭内で感染者が出たらと考えていましたが、果たして実際それが現実になり、困ったことがたくさん発生しました。

町としてもたくさんの方の支援事業は行ってみえると思うのは分かっていますが、感染した住民が安心につながる情報はやっぱり色々調べてもありませんでした。

お隣の玉城町では、NPO法人と玉城町が連携して今映っているように「感染してしまったら」というような「玉城コロナのもしもに備える」というようなパンフレットを配っています。すごくイラスト入りが多くて、感染した家族に対しての過ごし方やケアについて、それからピンチを支援といったような思いやり支援プロジェクトのような感染した人に対してのいろんな支援がここに挙げられていて、とても分かりやすくなっています。

また、相談窓口も玉城町だけじゃなくていろんなところを紹介してもらっていますので、明和町としてもこういう分かりやすいものがないのかなというふうに感じました。これがあつたらある程度は自分でそれを見ながら判断して、こんなふうにしたらいい、あんなふうにしたらいいというのが考えられるんですが、本当に実際、濃厚接触者になってしまつて、一体何をしたらいいのかなというのが頭真っ白のような状態になってしまいましたので、これからこんなふうなものも作つてほしいなと思います。

また、伊勢市でも、市のみんなに「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆様へ」というような保存版としてのものを広報に挟んで配布したと聞いています。また、伊勢市では、令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆様へということで、自宅生活応援パックというのをつくつてみえま

した。その中身は、基本パックとオプションパックがありまして、個々に配達するようなこともしてみえるように伺っております。

今紹介させてもらった玉城町のようなパンフレット、まだまだ感染の拡大が予想されるこのコロナウイルス感染症、今からでも遅くないので、明和町の住民さんに向かって分かりやすいものを作ってもらえたらと思うんですが、お考えお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 現在も町のホームページやLINE等で感染予防対策等の周知啓発を行っておりますけれども、ご紹介いただいた玉城町や伊勢市などのパンフレットも参考にさせていただきますして、引き続き住民の皆さんへ分かりやすい情報発信や周知啓発ができるように努めてまいりたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） やっぱり行政のお仕事は国からのいろんな事業もあって、すごく大変で多忙だというのは分かっていますので、玉城町のようにNPOが明和町にもありますので、上手にそこと連携して分かりやすいものを作ってもらえたらと思いますので、要望とさせていただきます。

次に、自宅療養者、家庭への支援、サポートについてお聞きします。

今回は夫の症状が軽症であったため、保健所からの指示で自宅療養となりました。本当はどこかに1人行ってほしいなと思ったのが実際でした。

このときに陽性本人は発症後10日間の自宅療養、同居家族は陽性者と最終接触後10日間の外出禁止になりました。ここでも陽性本人と家族の自宅待機に日数がずれてくるんです。

また、日用品、食品の購入などを近隣で代行してもらえる人がいるか、ネットスーパーの利用ができるかという保健所の質問がありましたので、うちとし

ては可能と返事しました。陽性確認から3日後に保健所から、県が作成した「新型コロナウイルス感染症陽性が判明した皆さんへ」といったパンフレットは届きましたが、療養と感染管理等といったものでした。そのため、一部屋の隔離、別トイレ、洗面所の使用、部屋の消毒、症状に併せた食事と一気に今までになかった家庭内の仕事の増加、金銭的な支出もあります。今回はネットスーパーに本当に助けられました。日常で家族10人分の食料の確保ができるかはとても不安に思いました。

さっきも言いましたが、伊勢市では令和2年から自宅療養者の家族に対して「伊勢市自宅療養支援パック給付事業」を立ち上げて、地元の業者と連携して1人2週間分の食料を基本パック、その他各家庭において必要なオプションパックを連絡、相談のあった家庭に職員が配達します。本当に困っている人に寄り添ったことをしています。しかも近所のことも配慮して職員はふだん着、役所の車の停車場所までも相談の上、配達と聞き、感心させられました。

松阪市においても同様の支援がされているようです。また、伊賀市では、社会福祉協議会と連携して「おたがいさま便」の取り込みを行い、志摩市では保健所を通して生活必需品リストを陽性者に渡します。無論、これらの事業は国からのコロナ対策臨時交付金を予算として動いています。

明和町も毎日のように感染者が出ています。特に小さな子どもを持つ家庭の家庭内感染が目立ちます。高齢者ばかりの世帯、独り住まいの高齢者なども出てきていると思います。その中にはパソコンや携帯電話を使えない状況の人がみえると思うんです。町内の社会的弱者を中心にケアをする必要性を強く感じます。今回は、貧困な家庭とか低所得者だけじゃなくて、感染した人は本当に同じように困っているというのを感じた次第でした。

やはり10日間の外出禁止で一番困ったのは食事でした。感染者が急増して、いつだったかの新聞に家庭内で1週間から2週間分の食料をためておくようにというような新聞広告も出ていましたが、やはり支援が欲しいなというのをすごく感じたところでした。

1月29日の朝日新聞に、小さな子どもを持つ母親の自宅療養の記事が載っていました。自宅療養中に家族が次々に発熱、地獄のような1週間、家族全員が感染し、それでも自宅療養。母親は高熱の中でふらふらになりながら、家族の生活の世話をするしかなかった。自宅療養中は生活費も増え、食料や生活必需品の支援だけでもしてほしいと話したとありました。

明和町でも、今現実にも起こってもおかしくないと思います。これからも収まる気配を感じられない新型コロナウイルス感染拡大、ぜひ明和町でも感染者、その家庭への日常生活の支援に取り組んでほしいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 自宅療養者の支援につきましては、感染症患者本人で希望する方に対しては県から生活支援物資の供給がございます。

町におきましては、これまで委員会等でもご説明させていただいております。繰り返しとなるんですけれども、「明和町新型コロナウイルス感染症自宅療養者等緊急食糧等物資給付事業」により支援を行っております。この事業は、保健所の指示により、新型コロナウイルス感染症患者で自宅療養されている人、または濃厚接触者で自宅待機を要請されている人で、親族や知人などから支援を受けられない生活保護受給者もしくは生活困窮者の人を対象に生活の継続に必要な物資の給付を実施するものでございます。保健所が状況調査の聞き取りの中で、支援が必要な人に対して事業の紹介を行っていただき、希望者から役場の窓口である健康あゆみ課に申し出ていただくこととなっております。

保健所のほうに確認しましたところ、ほとんどの方が支援者がいるとかネット宅配を利用するといった回答が多いと聞いておりまして、現時点で町の事業をご利用されたケースはございません。町としましては、この事業を継続して実施していくこととしております。

なお、先ほどご質問にありましたパンフレットの作成の際には、日頃から新型コロナウイルス感染症への備えを心がけていただくための内容も盛り込み、

住民の皆様に周知啓発を行っていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 明和町でも食料支援をしているというのは委員会でもお話しいただきましたが、先ほども言わせてもらったように、生活困窮者や貧困家庭だけじゃなくて、今回においては本当に感染した人、家族全員が同じような思いでいるということで、もうちょっと範囲を広げて支援してもらいやすい体制づくりをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、松阪保健所との連携の強化についてお聞きします。

今回、感染者本人と濃厚接触者の毎日の健康観察を厚生労働省のマイハース新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システムを使うことにしました。このシステムは、厚生労働省が開発した保健所や医療機関などの関係者間での情報共有、把握の敏速化を図るために、2020年5月末から運用しているものです。ところが、今はその個人情報と保健所の職員が入力を行っているため、そこで入力ミスがあると、スマホ入力による健康観察につながりません。実際、今回も入力ミスでうまくつながらない家族がありました。入力エラーとしか表示されないの、分からず、保健所職員の対応では無理が生じています。

そこで、市町が管理しているマイナンバーや住民票とのひもづけをして確実性を持たせる必要があると思いますが、保健所との連携はできないのか、お答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） ハースにつきましては、患者及び濃厚接触者に関する情報を把握、監視するためのシステムでございます。医療機関や保健所等の複数の関係者が入力を行うことができ、業務に必要な範囲において閲覧制限が与えられるもので、保健所は全ての入力、閲覧が可能となっております。

現在、このシステムにつきましては、マイナンバーとひもづけできるシステムではないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） やっぱり入力ミスというのが結構あるということなので、なるべくせつかく住民票やマイナンバーがありますので、そこら辺もっと国との連携も取ってほしいと思います。

次に、感染者や家庭が安心できる対策ができている市町でお話を伺うと、やはりコロナ対策に特化した相談窓口を設置していました。そして、保健所と連携して感染者本人に相談窓口の紹介、相談内容のケアをしていました。行政側から感染者や家庭に連絡するということは、個人情報やプライバシー保護のためにできません。ですが、困っている本人や家族から窓口の相談があれば、支援はスムーズにできるのではないのでしょうか。

今、明和町のホームページを見ても、LINE情報を見ても、何にも住民が安心できるような情報が載っていないのが現実です。もっと分かりやすいホームページにならないのでしょうか。県の情報が文字だけで羅列されていても利用できません。改善を求めます。もっとほかの市町のホームページを参考にして更新してほしいものです。お考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 現在の町のホームページにつきましては、新型コロナウイルス感染症特設ページを設けて、感染者情報をはじめ支援対策情報等を掲載してまいりました。

しかし、たくさんの項目にわたって情報を掲載することにより、ご指摘のとおり「分かりにくい」といったご意見もいただいていることも事実でございます。また、平時における掲載情報も検索しにくいなどの状況にあるとも認識しております。

こういう状況を踏まえて、地方創生臨時交付金を活用してホームページのリニューアルを計画をしております、これに係る経費を令和4年度の当初予算でお認めいただきたく計上をしているところでございます。リニューアルの際には、他市町の優良ホームページを参考にしながら、見やすく分かりやすいホームページの構築に向けて努めてまいりたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 今回、新しい年度でホームページを新しくするということが期待しております。もうどんどん練っていかないとたどり着かない、最終たどり着いたら、ここに電話してくださいというようなことがあったりして、とてもがっかりするような状態ですので、本当に分かりやすいものにしてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

感染症が終息しても、今コロナ感染症の後遺症で元の仕事や生活に戻れず、社会から取り残され悩んでみえる方がいます。長く続く後遺症や生活不安、ぜひ安心して相談できるコロナ対策に特化した相談体制の設置を求めます。例えば泉大津市では、コロナウイルス対策として「オンライン相談コンシェルジュ」を開設しています。これは本当に相談をしたら、そのときにきちんと解決策まで相談に乗ってくれるというようなシステムだそうです。今は出向かなくても、顔を見なくても相談できます。

「ALL明和」を掲げられ、次世代を担う子どもたちが未来に向かって夢と希望を育めるまち、町民の皆様が安心して明和町に住み続けたいと思っていただけのまちを目指すとおっしゃる町長のお考えをお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の再質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） コロナに特化した対応窓口につきましては県や保健所が対応しておりますので、そちらのほうをご活用いただきたく、また町のほうからもそのように周知をさせていただいておる状況でございます。

現在においても、町においては、対策本部を立ち上げて健康あゆみ課をはじめそれぞれの担当課で連絡を取り合い、限られた人数の中で一生懸命対応させていただいておりますので、現状での対応でご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 本当に町の職員の数が少ないというのはすごく私も感じているところなんです、やっぱりほかの市町、コロナ対策に対して職員を会計年度の職員を採用していたり、そういう方たちには簡単な業務をしていただいて、きちんとした話ができる職員を相談窓口に持ってきているというのも聞いておりますので、県のとかそういうのじゃなくて、町としての相談体制をきちんと取ってほしいと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、変異を繰り返す新型コロナウイルスの感染拡大、以前もコロナ対策で災害時の福祉避難所の拡大、事業所との災害時支援体制、町との協定の話をしました、今、町内の福祉事業所とはどのような協定が何件行われているか、お答えください。

また、以前要望した災害時に全ての事柄をスムーズに運ぶため、「災害時人材バンク」は動き始めているのでしょうか。以前と違いコロナ感染の心配もある以上、多種多様な人材の確保が必要です。もっとスピード感を持って取り組んでほしいと思いますが、現在の状況をお知らせください。

○議長（伊豆 千夜子） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 福祉避難所につきましては、明和の里とありんこの2か所を指定しておりますが、現在は、1事業所と指定に向けて詳細部分について協議をしているところでございます。

また、ほかの事業所についても、別の業務などで訪問した際などに福祉避難所として指定させていただけないかと依頼するなど、拡大に向けて取り組んでいるところでございます。

それから、「防災人材バンク」につきましては、発災時などの際にどのような人材が必要であるか、どのような活動をしていただくか、また平時における活動内容などを細部にわたって精査した上で制度運営できるように、現在、制度設計を進めているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○7番（江 京子） 明和町には福祉事業所がたくさんありますので、やはりきちんとした協定を結ぶところまで多く進めていってほしいと思います。

また、県の災害対策のほうには人材バンクがもうできていると聞いていますので、そこを参考にしてでもスピード感を持って、もう何年も前から言っているとしますので、してほしいと思います。

何しろ住民さんが明和町に住んでいてよかったな、この町いいなと思われるようなまちをつくってほしいと思いますので、住民に寄り添った対策をこれからも要望したいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で江京子議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

12番 中井 啓悟 議員

○議長（伊豆 千夜子） 4番通告者は、中井啓悟議員であります。

質問項目は、「空き家対策の実績及び進捗は」の1点であります。

中井啓悟議員、登壇願います。

(12番 中井 啓悟議員 登壇)

○12番(中井 啓悟) 議長より登壇許可をいただきましたので、通告のとおり空き家対策の進捗や空き家バンク等これまでの実績、そして今後の課題や展望などをお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

昨今の社会問題化している空き家事情を鑑み、平成26年11月に空き家対策特別措置法、空き家特措法が施行されました。その中身はと申しますと、空き家により発生するトラブル回避のために、空き家を処分または活用していくよう促す法律であると解釈しております。しかし、空き家特措法施行後も空き家は増加の一途をたどっており、自治体それぞれの対応や対策の差が大きくなってきているのが現実かと思えます。

当町においては、平成29年1月に「空き家等対策協議会」の立ち上げを機に、平成30年2月には「明和町空き家等対策計画」が、同年3月に「明和町特定空き家等対策計画」が策定されております。しかし、町内の空き家状況を見ますと、実態に対応し切れず、対策が追いついていない状態にあるのではと感じるとともに、多くの町民の方々が適切に管理されていない空き家の危険性を身近な実感として持たれているのではないのでしょうか。

空き家対策については平成29年9月議会の一般質問でもお聞きし、これまで他の議員の皆様からも委員会、全員協議会、また定例会などにおいて様々な質問や提案がなされてきました。

改めて平成29年9月議会以降の特定空き家を含む空き家の推移件数と、これまでの対策実績をお伺いいたします。

○議長(伊豆 千夜子) 中井啓悟議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長(世古口 哲哉) 空き家の件数推移と対策実績についてのご質問をいただきました。

平成29年9月定例会の一般質問におきまして、空き家のご質問いただいたと

きには、平成28年に実地調査等を行った件数を基にして、空き家の件数は286件であるとお答えをさせていただいたところです。これ以降は調査を行っていませんが、平成29年9月以降の苦情の件数などを調べましたところ、確定した数字ではございませんが、これまで平成29年度時点では把握していなかった空き家が1年当たり約10件程度増えていると思われ、現在は約320件程度の空き家が存在していると推測しているところです。

現在、空き家のうち特定空家としては指定をしていない状況でありますけれども、平成28年の実地調査時点で、危険な状態に該当するものは32件というところであります。

なお、危険な空き家を特定空家として指定していくには、近隣から苦情のある物件等について特定空家等を認定する現地調査を行い、「明和町空家等対策協議会」において認定していくといった順序になっているところです。

次に、町によるこれまでの対策の実績といたしましては、動物とか虫などのすみかになっている空き家や草木の異常な繁茂など、近隣のおうちなどからのいろんな苦情に対しては、所有者や相続人を調査して通知などによる要請を行ってきているところであります。

また、空き家の除却につきましては補助金の制度を令和2年度から開始しており、初年度で5件、今年度で4件の申請があったところです。広報等でお知らせをしており、空き家の所有者の除却意識は少しずつ高まってきていると思われましても、今後もさらに制度を周知していくことが必要だと思っているところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 平成28年に調査していただいてから、それから調べていないということで、町の空き家に対する計画というのはその後策定されているんです。やはりこれだけではちょっと捉えることができませんけれども、やはり

対応の遅れというのをちょっと感じるどころです。

1年で大体10件ぐらい増えているのではないかというようなことで、最後のほうで今後年間10件以上のということもちょっとあったかなと思うんですけども、それやったら空き家は減っていかないのかなというふうに思いますので、そこら辺については後でも関わってきますので、先に移りますけれども、やはり相当数の空き家が増えておると思います。特定空家の指定などを含めた対策が急務であるのではないかなと感じます。

その中で策定から4年経過した明和町空家等対策計画にある明和町空き家バンクについてお伺いいたします。

現在、明和町空き家バンクに掲載されている物件は2件で、写真がそれぞれ3枚と1枚、以前からのこの掲載内容に変化がないのではと感じます。

明和町空家等対策計画35ページに書いてあるんですけども、国のモデルシステムの活用以外に町独自の空き家バンク制度の仕組みづくりを重点的に検討、構築するとありますが、その成果をお聞きいたします。あわせて、これまでの空き家バンク契約実績についてもお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 再質問でいただきました空き家バンク等のご質問でございますけれども、現在までこれまでの実績としましては、「広報めいわ」に3か月に1回程度、空き家バンクの登録の掲載をして、またホームページでも登録をしていただくための啓発には取り組んではまいりました。

また、他市町との情報共有もしておりますけれども、他の市町につきましても、明和町と同じような基本的な活動がメインとなっているところでございます。

空き家バンクの登録や探しているといったお問合せに対しましては、1か月に1回程度はございますけれども、登録につきましては特に県外など遠方の方が多いために、またこのコロナ禍もありまして窓口へ来られる方がだんだん減少しております。そういった事情から登録に関しましてはなかなか進んでいな

いような状況でございます。

現在は書類による登録や申請でありますために、今後は他市町でのオンライン登録のスキームを調査した上で、より簡潔でスピーディーな登録をしていただけのように検討し、登録数を伸ばしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 空き家バンクの問合せは多少なりとはあるけれども、契約には至っていないということで理解いたしました。

空き家取得を考えておられる方の判断材料として、どこから情報を得て選択するのかというところだろうと思います。しかし、現状の明和町空き家バンクと比較して、近隣市町の空き家バンクや民間不動産のほうがやはり情報量の差において、そちらのほうが魅力的に感じるのは明らかです。

多気町の空き家バンク情報には、掲載数13物件でそれぞれ間取り、写真も多く、写真なんかでも少なくとも6枚、7枚ぐらいはあります。そのように内容が丁寧で、さらには動画紹介もされております。また、伊賀市では、専門団体と連携し、相続財産管理人制度等を活用した新たな空き家バンク制度創設の検討等を行い、所有者不在空き家等を国庫へ円滑に帰属するスキーム、案です、を構築する促進事業に取り組んでおるそうです。このように他の自治体の取組はどんどん進んでおります。

明和町は空家等対策計画策定から4年が経過いたしましたが、絵に描いた餅にならないよう実効性を持った計画の取組が推進されるよう強く要望いたしまして、次の質問に移ります。

では、新たな利活用及び支援対策についてお聞きいたします。

特定空家の対策として、令和3年12月議会の総務産業常任委員会において、「明和町特定空家等用地の固定資産税の減免制度」について説明がありました。

これは除却勧告を受けた特定空家を除却すれば、最大3年間の固定資産税を減免するもので、一般的な建物ではおおよそ3万5,000円程度の税減免措置を受けられるもので、本年4月からの施行予定となっております。これについて一つの対策として期待はしておりますが、即効性があるのかという点においては不安が残ります。

対して大台町では、特定空家に該当した建物の除却補助金として、時限的ではありますが、県内最高水準の150万円の支援を進めていくとのことです。

明和町では現在20万7,000円の上限の補助となっており、県内平均30万円なんですけれども、それよりも低く、加えて昨今の建物の解体費用、やはり中でも特に廃棄物処分費においては年々高くなってきているというのが現状であります。これについては以前から提案をさせていただいており、改めて除却費用補助金を上げていただくようお願いをしたいのですが、そのお考えをお聞かせください。

また、空き家問題全般を捉えた多額な経費を伴わない対策として、松阪市が2018年度から開いている無料相談会に、多気町が申し出て参加することになったそうです。この合同相談会は、将来的には一緒に取り組んでいける市町を増やしていく可能性もあるとのことですので、これらに手を挙げ参加していく意思があるのかもお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） ただいま空き家の新たな利活用及び支援対策につきましてご質問いただきまして、まず空き家の近隣への悪影響が大きいといった家につきましては、これを特定空き家と指定されますと除却に向けて指導、勧告、命令等を実施してまいります。こうした手続をもって行っても効果がない場合には、最終的には行政代執行により強制的な除却等の手続を進めてまいります。

しかし、除却後に更地になった場合につきましては固定資産税が上がることから、所有者等はなかなか除却をすることをためられます。そこを補う支援

対策といたしまして、「明和町特定空家等用地の固定資産税の減免制度」を4月から施行予定でございます。この減免制度につきましては、建物等を除却した後でも3年間は除却前の現状の固定資産税額に減免されるものでございますので、空き家等でお困りの町民の方など関係者への一助となればと考えております。

特定空家の除却に対する補助につきましては、これまで跡地の活用も併せた中での条件が課せられておりましたけれども、令和4年4月から補助要件が緩和されまして、跡地の除却のみでも補助されることとなりましたため、明和町では1件当たり100万円の上限額になってまいります。特定空家以外の木造空き家等につきましては、従来どおりの20万7,000円上限の補助を継続をしていきます。今後、その効果の状況や他市町の事例の調査などにより検討していきたいと考えております。

なお、2番目にご質問いただきました松阪市が開催している無料相談会につきましては、松阪市が広域における広がりも期待をしておりますことから、今後、明和町でも条件を整えば相談会を活用できるよう参加の意思を示していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） ぜひ合同相談会には早期に参加できるようにお願いいたします。

また、来年度からの特定空き家除去後の固定資産税減免制度についてはその効果を期待するばかりですが、先ほど答弁いただきました特定空き家に認定した場合、来年度から100万円の補助も出すよということなんですけれども、現状、明和町では特定空き家に指定した物件1件もないんですよね。それでは、それに当てはまるものが今現在ないので、言っていたように協議会での認定というのも早期にさせていただくこと、それを進めていってください。

空き家と特定空家との区別はありますが、いずれにせよ、空き家問題全体を捉え、その解消に向かうには除却費用の補助が最大の効果を発揮するものと考えております。国は、管理が行われていない空き家への対策において、主体的な役割を果たしている自治体には空き家対策総合支援事業個別補助金や空き家再生等推進事業社会資本整備総合交付金等による財政的支援、また空き家等に係る譲渡所得の特別控除の特例、固定資産税等の住宅用地特例の解除等による税制上の支援などを図ることとされております。

これまで利用していない部分でのこれら国の支援をどのように活用されていくおつもりなのか、お聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） ただいま議員がおっしゃられました補助金のうち、空き家対策総合支援事業による財政支援や固定資産税上の特例については4月から町においても実施をしていく予定ではございますけれども、ただ、空き家問題の解消に向けた最も必要な取組といたしましては、空き家を持っていることによるデメリットを理解していただくことが重要であるかと考えております。

町でも、このデメリットや特に空き家の危険性につきましては広報等で周知をしているところでございますが、空き家を所有していることのデメリットを理解されている方につきましては、現在でも補助金に頼らず除却をしていただいような状況でございます。ただし、その上で経済的な支援等が必要なものであるといったことは町として十分に理解しておりますため、さらに空き家の除却を進めていくためには、さらに国の制度調査、研修会等への参加を通して活用していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 国や県の情報をしっかりキャッチして、またそれら選定

して、明和町として有効的に活用できる施策推進実現に向けて進めていってくださいます。

では、次の質問をさせていただきます。

専門窓口の設置進捗についてお聞きいたします。

国土交通省は、安全なまちづくり及び魅力的なまちづくりの推進を柱とする「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が令和2年6月3日に成立し、一部内容が同年9月7日に施行されました。この改正の意図として、市町村が空き家の情報を積極的に集め、土地や建物の売買などのほか転用などの仲介役まで担えるようにし、これまで情報を集める機能はあったが、空き家解消に向けてのスピード感を欠き、てこ入れが必要と判断したため、各市町村に専用の窓口を設け、空き家と空き地を事実上仲介する仕組みと権限を整えるという旨の改正内容であったと理解しております。

平成29年9月議会でも同様の質問させていただき、当時、人権生活環境課に窓口を置いている形とのことで、国の動きを見ながら検討していただけるとの答弁をいただきました。その後、どのような取組を進めてこられたのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 今の質問の空き家の相談窓口につきましては、前回のご質問と同様に現在は生活環境課の窓口で受け付けております。

ただし、近隣の空き家に関する苦情対応や現在の制度の除却補助の相談などがメインとなっている現状でございまして、町としましても、空き家の活用等においてスピーディーな対応が難しい部分もございしますため、令和4年4月から空き家対策の解決に向けて、生活環境課内に新たに「住宅政策係」を設置するよう進めているところでございます。

その後、特定空家対策協議会を実施し、空き家の利活用も含めて対策を進めていく予定でございします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 新たに設置される住宅政策係において、空き家全般に係る業務及び窓口の一本化の実現、また既存計画の見直しなどを含めた空き家施策のさらなる推進に期待してもいいのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） これまで行っておりませんでした特定空き家等を指定し、指導、命令、勧告といった取組での実績を今後積み上げていきたいと考えております。さらに、全体的な空き家減少を長期的な目標とし、実態を把握していきたいと考えております。

この住宅政策係の設置によって、今後空き家の増加や管理不行き届きによる苦情が多い状況を何とか打開していくために、倒壊のおそれのある危険な空き家を特定空家として指定し、税の減免制度や特定空き家の除却補助等を活用し、空き家の抑制や除却の推進への取組を進めてまいります。

また、平成30年、2019年3月に策定をいたしました明和町特定空家対策計画を策定以降、空き家対策等があまり動いていなかった状況もございましたが、新たな係の設置により取組の推進や平成30年3月に策定した計画の見直しを進めていく予定でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 分かりました。一応、窓口の一本化の実現というところもしていただけるものというふうに判断させていただきます。

大きな期待をさせていただきまして、次の質問に移ります。

民間からの支援策についてお聞きいたします。

空き家問題の解決を望む町民の方々の声が多い中、行政執行部として喫緊の大きな社会的課題であると捉えていただき、新たな取組の必要性があるのでは

と思っております。社会保障費等の増加、また新型コロナウイルスの影響がある中、町財政の現状を踏まえ、新たな投資に係る費用の捻出は厳しいものがあるとは思っております。

これらを踏まえ、民間企業、NPO、公益法人等からの資金調達等を含めた支援を受けるという方法も考えられます。例として、東京郊外の昭和40年代後半に開発された大規模団地では、空き家の発生抑制から利活用、売却サポートまでを一括するマネジメントモデルの事業化への取組がなされております。また、大阪市内では、住み替えや移住、2地域居住などを促し、地域活性化を図るため、様々な事業者と連携しながら、ワンストップで住宅相談を受け付ける活動を行う民間事業者に対して国が一部費用を補助する「多世代交流型住宅ストック活用推進事業」、ちょっと長い名前なんです、など明和町の実情に沿うようなものもあるかと思えます。

また、官民連携手法の一つで、民間資金を活用し、成果が出たらその報酬を支払う「ソーシャル・インパクト・ボンド」への取組ももう一つの方法であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 民間からの支援策に関してでございますけれども、空き家問題を解決していくためには議員さんのおっしゃるとおり、町単独で解決していくのは難しい部分がございます。

全国的には、ソーシャル・インパクト・ボンドなどの民間の活用につきましては、現状ではこういった交通の便などを含め、都心部等での活用が多い状況でございます。

この先、明和町の人口や可住地域の状況、交通形態などの醸成で有効なものがあるかどうか、また官民連携の先進的な取組事例などを調査して研究をしていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） 都市規模やインフラ状況等の課題もあるんですけども、人口4,000人に満たない小さな自治体である北海道下川町というところでは、空き家ビジネスモデルを構築するとして、民間事業者との事業連携による持続可能な空き家ビジネスの自立化に向けた取組が展開されております。

一例ではありますが、地元民間事業者や各種団体と協力し知恵を出し合い、積極的に取り組んでいくことが大切であると考えますので、こちらも先ほどの利活用と支援策の質問と同様に国や県、民間からの支援制度の情報を集め、先進的な手法も視野に入れ取組を進めていただくようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

今後の展望と課題についてお聞きいたします。

松阪市では、商工団体と地域住民、行政で組織された過疎地域の持続的な発展を考える会を開催し、空き家バンクの成約数を1.5倍にしていくなど具体的な数字目標を盛り込んだ計画を進めていくそうです。

このように空き家の発生抑制、特定空き家の除却推進のため、地域と連携していけるような新たな目標が明和町にはあるのか、町として今後の展望と課題をお聞きいたしたいと思います。ちょっと先ほどの答弁でもかぶつとる部分あると思うんですけども、すみません、よろしくお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 中井議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 今後の展望と課題といった中で、今後の町の具体的な展望や方針につきましては、新設される係の設置によりまして、これまでのデータベースや実績を基に構築し、これまでの課題の解決に向けて進めていきたいと考えている予定でございます。

また、地域といった部分につきましては、空き家対策において地域と連携していく点ではこれまでも既に各自治会にかなりお世話になっておりまして、空き家の解決や除却に結びついた案件もございますために、今後はさらに連携をし、計画にも盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

中井議員。

○12番（中井 啓悟） やはり空き家、特定空家というものの実情を一番分かつとるのは自治会の方やと思いますので、さらなる密な連携を取っていただくようお願いいたします。

今後、著しく保安上危険または衛生上有害であると判断された特定空家の行政代執行、略式代執行等が執り行われることがあるかもしれません。このようなことが回避されるためにも、発生予防、情報共有、意識啓発もしかり、ありとあらゆる角度から空き家を発見し、速やかにその対策をしていくことで空き家の発生を抑制できるものだと思います。

危険な空き家が周辺にある方の思いと行政執行部の空き家に対する取組姿勢、先ほどもちょっと指摘させていただきましたけれども、平成28年から数値調べていないとか、空き家バンクの現在の状態、そのような行政執行部との取組姿勢との間に乖離があるように感じるのと同時に施策の推進が停滞しているように映るので、不安を感じてしまいます。

危険で不衛生な空き家がある近隣住民の方々の不安を払拭するためにも、来年度新たに設置される住宅政策係の取組に期待して、空き家、特定空家を問わず、除却補助金のさらなる上乘せの検討も重ねてお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で中井啓悟議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後は1時からお願いします。

(午前 11時 54分)

(午後 1時 00分)

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議場の議員の人数の調整につきまして、中井啓悟議員は午後も入室とさせていただきますでしたが、中井議員の一般質問も終了したことから、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中井議員についても午後は退室していただき、委員会室で傍聴をお願いいたします。

中井議員、退室をお願いします。

(中井議員退室)

6番 下井 清史 議員

○議長（伊豆 千夜子） それでは、5番通告者は、下井清史議員であります。

質問項目は、「防災施設（設備及び備品）の現況と課題」の1点であります。

下井清史議員、登壇願います。

(6番 下井 清史議員 登壇)

○6番（下井 清史） 議長から登壇の許可がありましたので、事前通告に基づき質問させていただきます。よろしく申し上げます。

昨年末、12月16日に超大型の台風22号がフィリピンを襲い、85万人以上の子どもたちが支援を求めているとのネット記事を見ました。また、本年1月15日には、トンガ諸島付近での大規模な火山噴火も発生し、遠く離れた諸外国までもその影響を及ぼしました。国内に目を向けましても、毎年発生しておりま

す異常気象に伴う夏のゲリラ豪雨や各地で観測史上最高値を超える冬の大雪、加えて、最近では明和町でもよく感じる地震など、いつ、どこで、どのような規模の自然災害が発生しても不思議ではありません。これらを踏まえ、本日は、町内防災施設における設備及び備品などの現況と将来に向けた課題点をどのように考えているのかを中心にお聞きいたします。

初めに、現在町内にある津波避難タワーを含めた避難所への備蓄品について、徐々に増やしていくとのことでしたが、その進捗をお聞かせください。また、町内にある震度計などを含めた気象等観測機器類の整備点検などは定期的に行われているのかなど、併せてお聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井清史議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 下井議員から、防災施設等の現状と課題ということでご質問をいただきました。

議員おっしゃるように、近年我が国において水害、豪雨災害が多発しており、土砂災害や浸水被害が深刻化しております。局地的豪雨は年々増加傾向にあり、水害リスクは一層高まっています。また、南海トラフ地震や首都直下地震など、大規模地震の発生が危惧されています。さらに、今年1月に発生したトンガ諸島付近の火山の大噴火に伴う潮位変化など、改めて自然の脅威を実感しているところです。

このような災害危機事態に備え、明和町においては、津波避難タワーの建設をはじめ、各種備蓄品などの整備を進めてまいりました。特に、最近においては新型コロナウイルス感染症対策物品の備蓄も進めているところです。今後も引き続き各避難施設等における備蓄の充実化に努めてまいりたいと思っております。

備蓄品の整備について、具体的な進捗状況、そして震度計などの機器類の整備点検状況につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） まず、備蓄品につきましては、三重県が実施した地震被害想定調査結果に基づき目標を算定し、整備してまいりました。主な備品の種目としましては、食料、飲料水、毛布、簡易トイレ関連物品、生理用品、大人用・子ども用それぞれの紙おむつなどとなっております。

この備蓄状況は、町内の想定避難者4,700人に対し、食料品はアルファ米、保存パンなどを1万4,600食、保存水については約1万8,900ℓなど、目標数に達している状況でございます。そのほか、最近では、マスクや手指消毒剤、パーテーションなど、感染症防止対策物品の備蓄も進めているところです。これらを明和町役場や消防署、指定避難所と合わせて12か所の防災倉庫へ分散して備蓄しております。また、津波避難タワーにおきましては、津波緊急避難場所として必要とされる保存水のほか、簡易トイレなどのトイレ関連用品や防寒シートなどの資材を備蓄しております。

今後、食料品や保存水は、ローリングストック法により消費期限を適切に管理しながら随時入替えを行っていくとともに、必要とされる資材を適宜備蓄してまいりたいと考えております。

次に、気象等観測機器類につきましては、現在本町独自で設置している機器類はございませんが、県が設置している震度計がございます。これにつきましては、年1回、機器の設置者である三重県が契約する業者による定期点検が実施されており、性能どおり稼働していることを確認しております。

なお、この震度計につきましては、12月3日に明和町で震度1の地震が発生した際にも、しっかりと稼働していることを確認しております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

下井議員、再質問はございますか。

○6番（下井 清史） 分かりました。気象観測機器類については、県設置の震度計のみで、適切に管理され、稼働も確認できているということで理解いたしました。

避難所では、災害規模により長期間の滞在を余儀なくされることも想定されます。4,700人の避難者を想定しているのであれば、備蓄食料1万4,600食は約1日分しかありません。今後食料品や保存水などの備蓄数を徐々に増やしていくべきだと思いますし、あわせて、津波緊急避難タワーの食料品備蓄の状況はどのようになっているのか。

また、寒さをしのぐ資材はあっても、暑さに備えた資材が少ないように感じます。避難者は健康な人だけではありません。また子どももおります。充電式扇風機や急速冷却パック、寒冷タオル、スプレー、また塩飴やタブレット、ゼリーなどの塩分やミネラルを摂取できるものなど、数えれば幾つもあります。費用が必要ではありますが、今後の夏季避難用備蓄へのお考えと、各小学校への備蓄品は適切に管理されているのか。特に大淀と下御糸小学校は津波緊急避難施設にもなっておりますので、その状況も併せてお聞かせください。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の再質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） まず、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄につきましては、県が定める三重県備蓄調達基本方針に基づき取り組んでいるところです。この方針の中で、発災後3日目は、県からの流通備蓄が供給されて、4日目以降は、国からのプッシュ型支援により供給されることになっております。したがって、1日目から2日目につきましては、町の備蓄と町が協定を締結しております事業所からの流通備蓄により対応することとしております。

なお、物資不足となることも想定されますので、その備えとして、平時のうちから、家庭や事業所等、あと自主防災組織での備蓄が大切になってまいりますので、そのあたりをしっかりと啓発したいというふうに考えております。

それから、津波避難タワーにつきましては、これにつきましては一時的な緊急避難場所との位置づけから、当初は必要最小限の資材を備える計画にしておりましたが、命をつなぐために必要である保存水を倉庫のほうに備蓄させていただくようにさせていただいております。倉庫のスペースの都合上、食料品については、現在食料は備蓄しておりません。

議員申されたとおり、寒さ対策として防風カーテンや防寒シートについては備えておりますけれども、暑さ対策の物品については備蓄がないような状況でございます。限られたスペースになりますけれども、避難者にとって効果的な備蓄について、検討、配備してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、各学校につきましては、防災倉庫に食料や保存水、トイレ用品、紙おむつなどを保管させていただいております。その中で、大淀小学校と下御糸小学校につきましては、一番高い階層の脇部屋のほうに備蓄品を保管して管理をさせていただいております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

下井議員、再質問はございませんか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 分かりました。医療品、カセットコンロ、筆記用具類、使い捨て歯ブラシ、ラップ、ウェットティッシュなど、必要なのに見落としがちな備品もあります。あれもこれもと備えるのは厳しいと思いますが、予算と照らし合わせて可能な限りのさらなる備蓄品の充実と、市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助、援助のが届くまでの間、自助共助という部分が重要になるということの啓発も併せてお願いいたしまして、次の質問に移ります。

町民皆様の安心安全確保のためには、いち早い新鮮な情報が必要だと思えます。それを可能にするためには、情報発信機器設備などを順次計画的に整えていく必要があると考えますが、新たな案などのお考えがあればお聞かせください。

一例として、県内に四日市、鳥羽、尾鷲、熊野に設置されており、その目的が多岐にわたって利活用できる潮位観測設備等を設置すれば、津波や高潮の監視が可能かつ潮汐予報や海流変動などの基礎資料も得られ、災害という観点のみならず、将来的には水産業への効果も期待できるのではないかと考えます。

特に明和町沿岸の海域は遠浅であるため、これに適したリアルタイムな情報発信、また四日市から鳥羽までの間が物理的に開いていることなども考慮し、その必要性を感じますので、このような観測設備類の設置を、気象庁を含む国の関係機関や県などへ働きかけをしていくというお考えはないのか、お聞きいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井清史議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 1月15日に起こりましたトンガ諸島付近の火山の大噴火に伴い、潮位変化の影響により、翌16日の深夜に、伊勢三河湾、三重県南部に津波注意報が発表されました。気象庁が発表した情報では、鳥羽で60センチの津波が観測されました。

議員がおっしゃるように、県内に設置している潮位計は、鳥羽を含めて4か所に設置されていますが、今回のような津波のときに、明和町と鳥羽ではかなり離れておりますので、鳥羽での潮位が明和町でどれほどになるのか、参考になるのかも不明な状況でございます。

津地方気象台に潮位計の増設についての考え方を問い合わせたところ、全国津々浦々に設置しているため、増設するのは大変難しいとのことでした。しかしながら、津地方気象台との話合いの中で、今後増設に向けて要望書を提出する方向で現在調整をしているところでございます。また、三重県に対しましても確認を行ったところ、松阪港に県が設置した潮位計がついていたとのことでした。それらは、気象庁の潮位計のようにオンラインでリアルタイムに確認できるものではないとのことでしたが、津波注意報や津波警報が発令された際には、職員が事務所に常駐しているとのことですので、電話での問合せには対応が可能ということが確認を取れました。よって、今後は県と連携をして、情報入手手段として活用していきたいと考えております。

そのほか、令和2年度から県がD O N E Tを活用した津波予測システムを構築し、現在運用が始まっております。D O N E Tとは、南海トラフ地震、津波を常時観測するために構築された地震・津波観測監視システムです。これらの

システムについて、明和町の津波予想地点は、大淀、八木戸、北藤原の3か所で設定されておりますので、今後これらのシステムを利用して対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 即座に県へお問合せいただき、要望書の提出もしていただけるそうで、感謝いたします。

町民の皆様、特に沿岸部にお住まいの方々の安心安全のためにも、引き続きの取組をよろしくお願ひして、次の質問をさせていただきます。

昨年、県から笹笛川への水位計設置、堆積等調査を行っていくとの回答がありました。一定の成果が得られたことには感謝しておりますが、根本的な洪水対策であるとする堤体修繕への言及は、国・県とも明確な答えが出ておらず、具体的な対策には至っておりません。これについての取組・進捗をお聞かせください。あわせて、無堤河川である祓川においても大雨による洪水が頻繁に発生しており、河川沿岸にお住まいの皆様は不安であると思います。これに対する対策と、昨年から本格的に始まった流域治水はどのような取組がなされて、具体化しているものがあるのか、お聞ひいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾直伸） 河川の取組状況について、お答えさせていただきたいと思ひます。

まずは、笹笛川の取組、進捗状況について、お答えさせていただきたいと思ひます。

令和3年12月、総務産業常任委員会でのご報告と重複いたしますが、ご理解をお願ひいたします。

笹笛川全体につきましては、堆積土砂の状況確認をするため測量調査を行い、3月中に結果を教えてもらえることとなっております。今後の結果により検討

することとなります。この検討結果につきましては、今後の委員会等にてご報告させていただきたいと思っております。

続きまして、修繕につきましては、令和3年6月22日に、松阪建設事務所長に要望を行い、樋門の耐震化と、根倉、八木戸、濱田自治会から要望のあった根倉橋の危機管理型水位計の設置が行われて、令和4年4月から運用を開始されると報告を受けております。また、八木戸自治会より河口部の堤防補修の要望をいただいております。県からは、「現地状況を鑑み、局部的な補修に対して対応を行ってまいります」と回答いただいております。修繕の状況なども今後町としても注視していきたいと考えております。

続いて、萩川の流域治水の取組状況の前に、現在の状況を説明させていただきたいと思っております。大雨等が予想される場合、櫛田川と萩川の分流ゲートを閉めて、櫛田川本流の水が流入しないようにしております。水門は国土交通省の櫛田川出張所がタイムラインにて管理をし、操作されることとなっております。また、水が適切に流れるよう河畔林等の見守りと伐採など、NPOの萩川美化推進協議会様の活動にて大変お世話になっております。感謝申し上げます。町としても、河川管理者である三重県に、大雨時に適切に水が流れるよう河畔林の管理等を適切に行うよう要望しているところでございます。

それでは、流域治水の説明をする前に、流域治水の考え方について、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

国土交通省のホームページでは、「流域治水とは、気象変動の影響による水害の激甚化、頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対応をより一層加速するとともに、雨水が河川に流入する地域から河川等の氾濫により浸水が想定される地域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が、協力して水害対策を行う」考えでございます。よって、河川管理者の国・県の行う対策と明和町が行う対策と地域住民を含めた総合的な対策となります。

それでは、萩川の流域治水の現在の取組について、お答えさせていただきたいと思っております。

秋川は、櫛田川の分流した支川であるため、櫛田川水系の流域対策に含まれます。櫛田川流域治水では、対策が大きく3つの区分に分かれております。1つ目は、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策。2つ目は、被害対象を減少させるための対策。3つ目は、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策です。櫛田川本川の右岸に災害があった場合、明和町も浸水する可能性があります。この状況につきましては、明和町のホームページ、ハザードマップにて確認できますので、よろしくお願いたします。現在の秋川だけのハザードマップを三重県にて作成中で、3月には頂けると聞いております。

それでは、対策について、ご説明させていただきます。

1つ目の氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策につきましては、櫛田川本川、特に河口部の河道掘削橋梁改築、右岸堤防整備、蓮ダムの事前放流、流域の雨水・貯水・保留機能の向上の機能のための森林整備などが主な対策でございます。これらを、短期、中期、中長期に分けて実施する予定でございます。

2つ目の災害対象を減少させるための対策は、二線堤の保全です。二線堤とは、本堤の背後に築造される堤防のことを言い、控え堤、二番堤とも言われるものです。万一本堤が破堤した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめる役割を果たします。秋川では、根倉地内の丹川橋下流右岸にある堤などがそれに当たります。

3つ目の被害軽減、早期復旧・復興のための対策としては、避難体制等の強化として、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・促進と、避難の実効性の確保、流域の水害の早期把握に資する防災情報の提供、SNS、広報を活用した継続的な情報発信でございます。

以上が現在の流域治水の取組でございます。

秋川の具体的な対策は、秋川単独のハザードマップ作成後、県と町とそれぞれ検討を進めていきたいと思っております。笹笛川と大堀川の流域治水の計画状況につきましては、現在計画を検討中でございます。先ほど質問がありました潮位計とかは、河川の監視システムの中で検討していく予定でございますので、よ

ろしくお願いいたします。

今後、様々な治水方法、手法などが考えられるため柔軟に対応を検討し、効果的な手法を取り入れていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 笹笛川下流の近隣自治会様から様々な要望が出され、今年から水位計の運用が始まりますが、河口部から上流に向けた堤体修繕については、具体的な回答をいただいている状況かと思えます。国と県にも関わっていく課題ですが、今後も緩みない要望を続けていただきますようお願いいたします。また、流域治水の取組については、現在萩川のみであるとのことで、一定程度の展開があり安心しましたが、萩川の中流域から上流域でも氾濫した過去がありますので、それらの対策は今後どのように進めていくのか。また、できる限り早期に、笹笛、大堀の2河川への対応もお願いしたいのですが、定期的なめどはついているのかも伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 下井議員の再質問に対する答弁、建設課長。

○建設課長（西尾直伸） 萩川につきましては、全体的なハザードマップが示された後に、議員おっしゃられている中流域から上流域にかけてもハザードが確認できると思えますので、その中で、今後どういう検討していくかということも検討を話し合いたいと思えます。

それから、笹笛川と大堀川の流域治水の計画の今後の見通しはということですが、でございますけれども、今月中に三重県のホームページで公表予定となっておりますので、また公表されましたらご報告させていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

下井議員。

○6番（下井 清史） 途切れることのないよう継続的な取組をお願いいたします。

災害は一瞬で町民の皆様の生命・財産を奪うものであり、安心安全のまちをつくっていくためには、防災対策は肝腎要であると考えます。大淀ビーチクリーンさんやNPO秋川美化推進協議会さんなど、地域の川や海を守るための活動をされておられる方々がたくさんおられます。各組織や団体としっかり連携し、意識と情報の共有も図りながら、今後さらなる防災施策の推進をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、下井清史議員の一般質問を終わります。

質問者が交代いたしますので、質問席の消毒を行います。しばらくお待ちください。

8番 田邊 ひとみ 議員

○議長（伊豆 千夜子） それでは、6番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「住民の声が届く明和町政を」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

（8番 田邊 ひとみ議員 登壇）

○8番（田邊 ひとみ） それでは、通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず最初に、ロシアの戦略行為、また戦闘行為に断固として抗議の意見を出させていただきます。憲法第9条を掲げております日本国民として、いかなる戦争に対しましても反対の立場を貫きたいと思っております。戦争のない平和な未来を、子どもたち、孫たちに残すことが私たちの使命だと考えております。

このことをまず最初に言わせていただきます。

では、質問に入りたいと思います。

今新型コロナの感染がずっと続いております。決して油断することなく、対応を継続しながら日々の生活を守っていく、これが大切だと考えております。また、住民の健康と暮らしを守ることが自治体の一番の仕事であると私は考えております。ぜひとも明和町におかれましても、より一層の対応をしていただきたいと考えております。

では、まず医療関係の質問から行いたいと思います。

岸田政権は、オミクロン株の感染拡大の下でも、新型コロナ対応の中心となっております公立・公的病院の病床削減計画を推奨して、各地で深刻な矛盾に直面をしております。厚生労働省では、新年度の予算で地域医療構想を推進する予算を計上して、再編統合の議論が必要と位置づけた全国436の病院に加え、民間も含めた地域医療構想の実現の対応方針を2023年までに策定するよう都道府県に求めています。ですが、その反面、現在のコロナ禍によって、公立・公的病院の医療体制の強化が求められる、こういう事態も起きております。支援を強化する措置も行われております。コロナ禍による医療の充実や病床の確保が求められる中での地域医療構想の名の下での病院の統廃合や再編、ましてや20万床もの急性期病床の削減を進める国の政策は矛盾をしております。私は、公立・公的病院を守り、病床削減計画はやめるべきであると、この場でも、これまで質問をしてまいりました。

そこで、改めてお尋ねします。

現在明和町が関係する松阪地域の医療体制は、国が推進する地域医療構想の中でどのような状況に置かれているのでしょうか。あわせて、明和町長はこの問題を今の時点でどのようにお考えになっていらっしゃるのか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊ひとみ議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員のほうから、地域医療構想の関係でご質問をいただきました。

国のほうは、2025年に向けて、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築するための地域医療構想を着実に進めるとしております。松阪地域においても、このことについて今協議が進められてきております。しかしながら、12月にウェブ形式で開催された松阪地域医療構想調整会議でも、新型コロナウイルス感染症の拡大により、病床の逼迫や自宅療養者の拡大、一般医療の制限など多大な影響が生じましたけれども、松阪地域では、3病院がまとまって機能できたことが大きく、病床数をある程度残していかないと、このような緊急事態のほうには対応をしていけないのではないかという意見があったと伺っております。

町といたしましても、感染症拡大のような緊急事態に対応できる病床数の確保は必要であると考えており、議員がおっしゃるように、この地域の公立・公的病院の果たす役割は重要であることから、引き続き、この会議において、病床数減ありきではなく、地域の実情に応じた協議が行われていくよう引き続き要望をしていきたいと考えているところです。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

田邊議員、再質問はございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいま町長から答弁いただきましたけれども、町長のおっしゃるとおりに、松阪の医療地域のこの体制というのは、全国の手本となるような本当にしっかりとした医療体制だと思っております。これをやっぱり維持する、また拡充していくということが、やはり地域に暮らす住民にとっては本当に大切なことだと思っております。

感染症に関しましても、今の新型コロナがいつまで続くかもしれませんし、専門家の話によりますと、短いスパンでまた新たな感染症が起こってくる、そ

ういう確率がすごく高い、そのようにも言われておりますので、やはりそういうことも含めまして、広い視野で見ていていただきたいと思っておりますので、ぜひとも声を上げ続けていていただきたいと思っております。

続きまして、今回のこの新型コロナなんですけれども、長引いている中で、三重県でも多くの感染された方が発生してしまいました。治療や経過観察に関しましては、松阪地域だけでなく、三重県全体が協力し合いながら行われていると認識しておりますが、この影響によって、明和町の皆さんが困っているのではないかとこのことを心配しております。例えば救急車で搬送先が見つからないとか、入院の日程調整、手術の延期や中止が行われているなど、テレビや新聞ではいろいろ全国で厳しい状況が報道もされております。大変な危機感を感じております。

そこで、お伺いをしたいと思います。

コロナの影響により、またそれ以外の様々な理由もあると思うんですけれども、生活が困られたり医療費の支払いが困難になられたケースとか、支払ができなくて本当困っているんだというケース、このような事案の報告、また生活保護の申請相談等、明和町での今の状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） ただいまご質問にありましたコロナ禍の影響で医療費の支払いが困難となったケースや支払い不能となったケースの報告はされておりましたが、しかしながら、生活困窮や貸付け関連の相談件数というのは増加しております。件数としましては、令和元年度で304件、令和2年度においては1,293件、令和3年度は1月末現在で810件となっております。相談件数や貸付け申請については、令和2年度に大きく増えたということもございまして、こちらは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けたものだと思います。

また、生活保護の申請件数につきましては、令和元年度が22件、令和2年度が19件、令和3年度は1月末時点で18件となっており、申請件数としては大き

く増えているということはございません。ただ、生活保護の申請につきましては、多気度会福祉事務所とともに対応させていただいております。また、地域福祉金庫の貸付け等につきましては、明和町社会福祉協議会が窓口となって密に対応をさせていただいております。そういった形で、住民さんに寄り添った形で相談をさせていただいているという現状です。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） やはり明和町でもいろいろ相談件数が増えているということで、それに、今明和町のほうでも、前もってお伺いした部分では、しっかりと対応されているということも伺っております。今後またいろんな状況の中で、また国の施策もあるんですけども、困った方が出てくると思いますし、逆に声を上げられずに我慢している方というのも多くいらっしゃると思うので、そういう部分の情報も、しっかりとアンテナを広げていただいて、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

また、それとも合わせまして、初めの質問にもいたしましたけれども、松阪地域の医療体制の継続、さらなる充実、それを明和町からしっかりと声を上げていってほしいと思います。これは要望として言わせていただきます。

続きまして、国民健康保険について、お伺いをいたします。

新年度から国の制度として、国民健康保険料、明和町は税ですけれども、未就学児の均等割の額が半額に減免をされます。これは、長年、日本共産党や全国知事会をはじめ、多くの市民団体が求めてきたことが実現したことでございます。1年前の一般質問でもお話をさせていただきましたが、子育ての負担は、未就学児はもとより、子どもの年齢がだんだん上がっていく上での世帯の負担も大きくなっているのが実情でございます。このことを踏まえて、新年度に向けまして、子育て世帯への支援策として、均等割の負担軽減の上乗せを明和町独自で行っていただく、また対象年齢の拡大を行っていただく、こういうお考

えは持っておられないでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（青木 大輔） 国民健康保険税の均等割負担軽減については、令和4年4月から未就学児に係る均等割額が半額免除されるよう本定例会で議決いただいたところでございます。この制度により、国民健康保険税が半額免除された分につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の財政負担になることが決まっております。軽減措置の上乗せ及び対象年齢の拡大につきましては、町独自で行いますと上乗せ分の全額を町が財政負担することになります。このことから、現時点では町独自の軽減措置は考えておりません。

今後も、町村会を通じて、国・県に対して軽減策のさらなる拡大の要望を継続していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 答弁をいただきましたけれども、町独自でやると財政負担が大きくなると、これは十分承知をしております。健全な国保財政の運営ということが今後も大きな課題になってくると思うんですけれども、どういう部分に視点を持っていくかということ、今後も私、声を上げていきたいと思っております。国保税自体がかなり負担が大きいというところはございますので、そういう部分は言わせていただきたいと思えます。

もう一点、コロナの減免関連について、お伺いをいたします。

減免に関しましては、全額国庫負担の継続の要望が出ておりましたけれども、2021年度の補正の閣議決定を踏まえまして、厚労省と総務省が、11月26日に、連名で事務連絡、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」を発出しております。自治体実施の保険税の減免分は、「保険税減免総額の10分の10に相当する額を国民健康保険（組合）災害等臨時特例補助金及び特別調整

交付金により交付する」と明示して、周知を呼びかけております。このような制度を活用して、積極的な減免適用を求めたいと考えております。答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（青木 大輔） 国民健康保険税減免制度の周知につきましては、毎年7月本算定時及び8月以降新規加入者への納税通知書に同封しておりますチラシへの記載、また町ホームページへの記載により周知に努めております。

減免実績につきましては、令和元年に10件、令和2年度に11件、令和3年度に3件の合計24件、金額にして約287万円の減免となっております。引き続き制度の周知に努めてまいります。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） コロナ減免制度の周知、本当にしっかりしていただきたいと思います。やはり国保税の滞納ということも、こちら明和町では問題になっております。やはり滞納せざるを得ないという経済状況の方がたくさんいらっしゃるということは、その分やっぱり基本的にそういう負担を減らすということも根本的に解決するものではないかと考えておりますので、そういうところも今後検討していただきたいと思います。

そして、ずっと言っておりますけれども、高過ぎる国保税というのが全国的にも大きな問題となっております。明和町でもそうだと思っております。ヨーロッパ諸国やカナダでは、公的医療制度の窓口負担は、ゼロか、あっても少額の定額制となっております。日本でも、1980年代までは、健保の本人は無料であったり老人医療費は無料でした。応能負担の原則に沿って保険料や税の負担を求めつつ、患者負担は低額に抑えて、重症や軽傷にかかわらず必要な医療を給付するのが公的医療制度の本来の形だと考えております。将来的には安定的した財源を確保し、窓口負担ゼロ、この医療保険制度にしていくこと

を私たち日本共産党は目指しております。

2018年から始まった国保の広域化の中で、この3年間で、保険料、保険税を値上げした自治体は、三重県では5市8町に上り、引き下げた自治体は1市3町に過ぎません。国保の都道府県化による保険料値上げを許さずに、払える国保税となるよう考えていく必要があると思っております。

今全国的に国保の状況を見てみますと、コロナによる受診控えで、医療費の伸びが抑制されております。また、団塊の世代が後期高齢者医療へと移っていくことによるタイムラグ等どここの自治体でも共通した状況となっている、このような報告もございます。いわゆる国保財政に余裕ができています。それを引下げに充てるという自治体も現実に出ております。三重県でもそういう自治体がございます。

お尋ねします。明和町の国保財政の現状と今後の見通し、また国保の原点の観点から、住民の負担軽減を行うことが大切だと考えますので、国保税の値下げを求めます。答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） まず、現在の明和町の国民健康保険の財政状況と今後の見通しについて、答弁をさせていただきます。

明和町の国保財政につきましては、国保財政の県一元化以降安定した運営が図られておりまして、平成27年度に県より借り入れた借入金を令和3年度で完済し、600万円ほどしかなかった財政調整基金も2億8,000万円まで積み立てることができるようになりました。

今後の見通しにつきましては、次の3点のことに注意していく必要があるのではないかと考えております。

まず1点目としましては、被保険者数が減り、新型コロナウイルス感染症による受診控えにより医療費の減少が続いてはおりますが、今後も高齢者層の比率が高い構造が続いていくということ。2点目としましては、令和4年度から令和6年度にかけて、団塊の世代が後期高齢者医療制度に本格的に移行することにより、

さらなる被保険者数と医療費の減少が見込まれるものの、これによる前期高齢者交付金の減少や後期高齢者支援金などの増加が見込まれ、県への納付金にどれだけ反映されてくるのか見通しが不透明であるということ。それから、3点目といたしましては、三重県国民健康保険運営方針において、保険料の統一に向けて、「保険料の算定方式を含めた統一の定義や前提条件等の考え方や課題を整理していく」ことが掲げられており、今後保険料の統一に向けて議論が活発化すること、こういったことを注視していく必要があるのではないかと考えております。

国保税の値下げにつきましてでございますけれども、保険税の改定につきましては、これらの状況を見定めながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 現在明和町は、国保財政が安定をしているという答弁でございました。また、私も心配しておりますけれども、県への統一化ということで、いろいろな算定方針が変更されるであろうと。特に明和町の幾つかある中のが、1つがなくなるということでいろいろ問題も起きてくるという、そういう部分も私は心配をしております。そういう部分の中で、いかに安定な運営をしながら住民負担を減らしていくかというのは、しっかりと検討していただきたいと思っております。

せんだって聞いたら、お隣の多気町も国保引下げというような話が出ているとちょっと聞いておりますので、近隣市町がどのような状況で、どのような形を取られるのかというのをしっかり情報を得ていただいて、最善の策を考えていただいて、住民の負担を減らすような方向で取組を進めていただきたいと思います。これは要望としておきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金、これについて伺いたします。

明和町におけるこの制度の活用件数をお答えください。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 感染症に係る傷病手当金の活用ということでございますが、これにつきましては、広報による周知や国民健康保険の更新時や新規加入者にお渡ししている国保制度のチラシなどでご案内をしているところでございます。現在のところ、1名の方に給付した実績がございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 明和町では1名の方が交付対象であった、申請されて交付されたということなんですけれども、交付の条件というのがちょっと厳しいというかそういう部分もあるんですけれども、周知部分というのが、知らない方が多いんじゃないかというのを思っております。他の自治体ではもっとしっかりと、広報紙の分かりやすいところに大きくお知らせを載せたりとかそういうこともされていたみたいなんですけれども、そういう部分というのは明和町としては十分であったかということは、思っておられるでしょうか。もう少しそういう部分、改善点が必要だと思うんですけれども、ちょっとそれに対して答弁をいただけるでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 先ほども申しあげましたように、広報で周知したりとか、何はとにかく国民健康保険の被保険者の方に届ける必要がございますので、更新のときにそういうチラシで、注意事項を幾つか書いた、まとめたものを入れさせてもらって、そこでも強調させていただいておりますし、新規加入者の方には説明を申しあげているところでございます。丁寧に今後とも説明申しあげて、制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） しっかりと、お困りの方がいないようにということは心がけてやっていただきたいし、私たちもそういうことはしっかりと皆さんにお知らせしていく立場だと思っておりますので、努力もしていきたいと思えます。

傷病手当金なんですけれども、先ほども言いましたけれども、国民健康保険の被保険者で、勤務先から給与の支払いを受けている人が新型コロナウイルス感染症に感染したため、仕事を休んだことにより、その間給与が支払われなかったときに支給されるというものでございますけれども、現在支給対象期間が令和4年3月31日までで、今年度末で期限が来るとなっていると思えます。オミクロン株のまん延等によって、まだまだコロナ感染のリスクが高い状況でございます。支給期間の延長は当然と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給対象期間につきましては、国民健康保険税条例で「傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する」というふうにしております。期日につきましては、規則で定めているところでございます。新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当は、交付率が100%の特別調整交付金を受けて実施しているものでありますことから、国の通達により、財政支援の対象期間が延長されるごとに規則改正をして対応してきております。このたび2月中旬頃に、財政支援の対象期間が令和4年6月30日までに延長されたことを受けまして、規則を改正しております。予算措置につきましては、また補正予算で対応していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 国のほうの通達によって、6月30日まで延長ということで、安心いたしました。

続きまして、この傷病手当金を、事業主を対象にさせていただきたいということとをちょっと質問させていただきます。

国民健康保険のこの傷病手当金見舞金の対象に、事業主、自営業者を加えてほしい、こういうことを求める声が全国で上がっております。企業者には支給される一方、同じ被保険者でも、自営業者は対象外となっており、「安心して治療に専念できる環境をつくってほしい」、こういう声が上がっております。これは自営業者の願いでございます。実際に感染をして仕事ができなくなった自営業者もあり、その間は収入がなくなってしまいます。早急に対策をする必要があると思います。傷病手当の延長も当然ですが、対象を事業主に広げることが大切ではないでしょうか。事業主への傷病手当金は、国からの財政支援が今のところございません。自治体の財政状況によって実現するかしないか左右される場合もありますけれども、コロナ禍で苦しむ、地元で働く人を支援したいという思いで努力をしている自治体もございます。ぜひとも明和町が他の自治体の手本となるようこの制度を拡充していただけないでしょうか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 田邊議員がご提案していただいておりますとおり、自営業者の方への傷病手当金の給付というのは、国の財政措置の対象でないということで、なかなか町単独での実施というのは難しいかなというふうに考えております。

なお、事業主が新型コロナウイルス感染症により休業して、収入が大きく減少した場合には、経済産業省がやっております事業復活支援金などをご活用いただければなというふうに思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 自営業者、フリーランス等の支援金というのも、国の

そういう支援事業もございますけれども、やはりこういう国保の部分でもこういうところを保証していただけると、本当に地元で安心して自営業として自分が商売をしていく、そういう人たちの力にもなると思うんです。今後、国保財政のそういう状況を見て、ぜひとも実現していただきたい。これは要望としておきます。

続きまして、教育関連の質問を行いたいと思います。

少人数学級について質問を行います。

これも、繰り返し私たち日本共産党が国や自治体に求めております問題でございます。今回コロナ禍がきっかけで、全国的に、不登校やいじめ、家庭内のDVなどが急増して深刻化しております。また、教職員に関しましても、過重な負担によるメンタルヘルスの不調が増えている、こういう問題もあり、支援を急いで行わなければならない状況となっております。各地域や学校ごとに抱える問題は様々ではあると思いますが、学級定数の改善や現場の困難に見合った教職員数、それを早急に行うことが、問題解決を図る上で重要にもなってくるとも考えております。

共産党が発行している「しんぶん赤旗」にも掲載されておりますが、これ、ちょっと別の日本経済新聞の記事で言わせていただきますと、鳥取県のところで、鳥取県の知事が、鳥取県県内小学校の全学年を対象とした30人学級の導入案を固めたと、こういう報道がございました。県によると、全学年での30人学級は全国初になるということでございました。このように、鳥取県のように、先進的に30人学級を進めるところも出てまいりました。

テストの点数で測る学力、これも当然必要でございます。あわせて、学校生活の中で、先生や友達とよい人間関係が構築されていくことも、人の成長としては必要なことでございます。

そこでお伺いたします。

少人数学級の推進と実現に向けて、30人学級の計画を前倒しで実施すること、これを含めまして、積極的に国・県等に働きかけていただくことを求めます。

答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

小学校の少人数学級の推進につきましては、義務教育標準法というのがございます。その中で、全国の小学校で、40人学級から35人学級への段階的な移行が進められているところでございます。

三重県におきましては、平成18年、この年に、「新少人数学級研究指定校実施要綱」、これを定めまして、小学校低学年及び中学1年生の少人数学級など、独自の取組をしております。これは、これまでも幾つか質問していただいたときにお答えもさせてもらってききましたが、三重県のこういった先進的な取組は、私は大変評価をしておるところでございます。そのこともあって、今回の段階的移行につきましても、結果としては、国の基準より一学年早く、今年度は小学校3年生から35人学級となっております。それから、これから令和4年度につきましては、4年生に35人学級が引き下げられたところでございます。このまま行きますと、したがって、令和6年度には、小学校全学年が35人学級となる予定です。併せて中学校のほうも、先ほど申し上げましたように1年生はもう既に三重県はやっておりましたので、今年度中学2年生にもそのまま転用されておりますので、全て令和6年度には確実に小・中学校におきまして35人学級が実現というふうなことになっております。

児童が学びやすく、きめ細かい指導ができる規模を考えると、私たちもずっとこれを望んでおるんですが、30人学級が望ましい環境であると考えております。ただ、これまでの標準学級数の推移を見てみますと、昭和39年に45人学級になっております。それから年を重ねて30年後、平成2年に40人学級が実施されました。そしてまた、今まさに30年置きなんだなと思うんですが、コロナのこともあって前倒しにはなりましたけれども、30年後の令和3年度から35人学級を段階的に実施していくというふうなことになったところですよ。

私もリアルタイムにこの時期を過ごしてきておりますので、やはり学級数が

こういうふうに変異していくのは、すごくいいかなと思っておるところです。ただ、実現に当たっては、先ほど申し上げましたように、やはり30年ぐらいのスパンが必要なのかなと思います。やっぱり学級数に対する、当然のように教員数の配置、数が変わってきます。それから、学級数が増えるということは建物自体も増設等々要ってくるというふうなことを考えていくと、やはりまだまだ30人学級を望みますので、一年でも早い実現を望むところではございますけれども、相当の時間がかかるのかなとは思っています。ただ、いいタイミングでしっかりと要望してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 教育長も答弁されましたように、三重県では比較的早くこういうことが進んでいる、こういうことは承知をしております。また、30年スパンで少しずつ改善されている、こういうことも私もいろいろ調査をして聞いております。ですけれども、子どもの学習環境を整えていく期間として、この期間というのは本当に必要なかどうか。特に、今回コロナ禍によって環境が変わった。世界的にいろんな情報ができる中で、勉強している環境というのも変わって、学習する環境というのも変わってきていると。そういう中で、鳥取県のような考え方を持っていくというのも必要なことなんじゃないかと私はすごく思っております。ましてや明和町は、今度新しい小学校を統合して学校を建設するという、そういう課題も持っております。その中で、学校を建設する規模とかを考える場合に、将来を見据えて、それからまた何十年とその学校を使用する場合の教室の数であったり大きさであったり、そういうのを今現段階に決めていく時期だと思います、設計とか。そういう部分で、やはり先々を見据えた本当にいい学校を造っていただきたいと私も思っておる中で、やはり少人数学級に対応したことができるように、明和町からも、計画の中で、国

に対して、県に対して、私たちはこういう教育を望んでいるんだ、そういうことをしっかりと行っていただきたいと思うんです。やはりその中には、教育長もおっしゃられました教員の定数というの、十分それも含まれております。そういう部分をぜひとも考えていただきたいと思います。

それで、関連して次の質問に入っていくんですけども、この少人数学級を進める上で、教員の数を増やすことは、もう必須の、必ずしなければいけないことだと考えております。コロナ禍の影響などの動きの中で、全国の公立小学校全学年で、2021年度から段階的に35人学級を実現するための移行期間、先ほども答弁をいただきましたけれども始まっておりますけれども、2022年度の教職員の定数改善は、35人学級分プラス325人を含む合計1,030人にとどまっていると、このような報告がされております。

少人数で学習を行うためには、教職員の人材確保、これは本当に重要だと考えております。少子高齢化が進む中で、財務省は、「少子化に伴い教員や学校教育にかける予算は減らすのが筋である」と、このような意見が出たということも聞いておりますけれども、少人数学級、教職員を増やすことに国が後ろ向きの姿勢ではいけないと私は考えております。少子化で人口減少の局面であるからこそ、もっともっと人に対して投資をしていかないと、天然資源等の貧しい日本の将来、本当に心配になってまいります。こういう見方もするべきではないかと考えております。

教職員の抜本的定数改善、これも行うこと。そして、それに合わせまして、中学校、そして高校への少人数学級の拡大、これも求めていくべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育長。

○教育長（下村 良次） 先ほど質問をしていただきました。ちょっとずれるところがあるかも分かりませんが、中学校の建設の段階のときも、当時40人学級ですけれども、35人学級を想定しつつ、計画等々にも盛り込んでまいりました。今回も、新しい学校を建設するに当たっては、35人ではやっておりま

すけれども、将来的には30人になることも、可能性も含めながら検討もしてまいりたいというふうに、反映させていきたいなと思っております。

先ほどいただきました質問に関しましてお答えさせていただきますと、子ども一人一人にきめ細かな指導するためには、教員が子どもと向き合う時間を確保していかなければならず、少人数学級、30人学級を可能とする定数改善が必要と考えます。これは、私たち教員のみならず、PTAの皆さん、地域の皆さん、多くの皆さんがこのように願ってもらっておることですので、これにつきましては、全国都道府県教育長協議会、そしてまた全国市町村教育委員会連合会からもずっと要望し続けてきております。今後も、県教育委員会や県内市町村教育委員会と連携をしながら、しかるべきタイミングもしっかりと図りながら要望してまいりたいと、このように思います。

それから、もう一つ、質問の中で、中学校、高校への拡大をということで、中学校への拡大としましては、もう既に35人学級はこのように実現しておりますので、実質今、明和町の明和中学校の子どもたちは全て35人学級で実施されておりますので、まず報告をさせていただきます。

それから、高校につきましては、今のところ義務教育学校についての35人学級、それから将来的な30人学級というのを考えておりますので、高校については私もまた間違えたことを言ってもあかんと思いますので、今のところまだ40人学級のままで継続していく方向かなと思っております。それから、高校のほうは、普通科と実業科のほうで多分定数も違ったりするのかなと思っておりますので、また違う部署で定数を減らしていく改革等々案が出てくるのかなと思いますので、ちょっと高校については詳しく述べることはできませんけれども、同じように進めていく方向にはなるのではないかなと予想します。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 中学校は35人学級が実現しているということなんですけれども、私学の学校とかでは、本当にそういう、特に高校なんかですと、何かのものに特化をしたクラスとかそういうところでやっていると、本当に少ない人数でしっかりとそれを学ばせるというようなことで先行しているような学校も出てきております。そういう部分も含めまして、これから全体像をしっかりと見ていただいて、明和町からも声を上げていただきたいと思います。

また、先ほど答弁にありましたけれども、教職員であったり保護者であったり地域の願いとして、少人数学級、そういうことを受け止めていらっしゃるということを伺いましたので、ぜひともこれを進めていただきたいと思います。要望とさせていただきます。

続きまして、学校教育に関しまして、給食に関して質問を行いたいと思います。

先にもお話をさせていただきましたけれども、国の教育関連予算が十分ではないと、こういう現実がございます。明和町でも、小学校区の再編、新しい小学校の建設という課題を抱えている中で、予算の関係で、いろいろ計画の縮小、変更等も話をされております。

私たち日本共産党は、教育施設の整備費や教材費への財政支援を強化するなど、教育条件の改善、これを求める取組を進めております。国や自治体が教育に関して責任を持つこと、そして、安心して教育を受けられる環境を整備して保護者の負担を減らす、これが求められております。給食費の無料化を求めるのもその1つでございます。憲法26条で「義務教育は無償」と定めております。

文科省による「子どもの学習費調査」、こういうものがございますが、その中で、保護者の給食費の負担、これが多くを占めているということも分かっております。これまでも申し上げてまいりましたけれども、給食は教育の一環であることは、食育基本法を受けた文科省の手引にも書かれております。

せんだって、2月7日に、三重県の川越町が、新型コロナウイルスの影響を受ける子育て世代の支援のため、3月から、町内の保育園・幼稚園、それに小

学校での給食費の無償化を決めております。紀北町でも、全ての子どもたちの保育料、給食費の無料が決まりました。これは、それぞれ期限付きではございますが実現しております。また、志摩市、東員町、それぞれの考え方で無料化に取り組んでおります。せんだっては、大台町でも給食費無償という新聞の記事を見ました。どこの市町でも、子育て支援や子どもの貧困対策として、給食に注目をしている傾向があると考えます。特に貧困対策におきましてはこれが社会問題となっておりますし、その具体的な支援方法としては、現物給付が一番効果的であると言われております。給食費の無償化は子どもに対する現物給付であり、全ての子どもに利益になるものだと考えておりますので、明和町でも給食費の無償化の実施を求めたいと思います。答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 給食費の無料化についてなんですが、給食費につきましては、学校給食法の第11条に明記されておりますように、保護者の負担となっております。給食費とは、基本的に材料費でございまして、給食作成に係る人件費や光熱水費、器具や施設設備は町が負担をしております。したがって、通常の食事代に比べてかなり安価となっております。給食費の無償化ということになりますと、町で負担する金額は大変な額になります。1人当たり250円ですので、小・中学校合わせると、約8,300万円が必要になります。限られた財源の中で学校の施設整備や維持管理を適正に行い、備品や材料等を確保して安定した学校運営をしていくために、学校給食につきましては、これまでどおり保護者の皆様にも一定のご負担をお願いしたいというふうに考えます。

また、食育のこともお話いただきましたが、子どもたちにも給食費が無料でないということを教えて、残さずしっかり食べると。午前中の高橋議員の食品ロスの質問にもありましたが、そういった食育教育にもつなげていきたいというふうに考えます。

なお、経済的な理由で支援が必要な家庭には、就学援助費による全額給付を行っております。申請手続につきましては、前年度の1月頃に周知をしまして

受付を開始しますが、年度途中にも全ての小・中学生に再通知を行いまして、申請漏れがないように対応しております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 給食費は保護者負担と、そういう考えもあると思うんですけれども、近隣市町のこの動きというもの、今年の、これも大きなこれからの時代の流れの中で考えていくべき問題ではないかと私は思っております。また、明和町は、給食費は取っているけれども、そのほかの子育て支援で、近隣市まちの方から、よく頑張っているなど言われていることもたくさんございます。それはもう十分承知もしております。いろんなことで努力もされている、こういうことも承知しておりますけれども、私は私の視点として、今後もこの給食費の無料というのをしっかりと明和町の財政の中で考えていただいて、できるところから、一部負担とかそういうところからでも結構ですのでやっていただきたいので、これも強く要望として、この場所で訴えさせていただきます。

続きまして、次の質問をいたします。

三重県の県立高校のタブレット端末導入に関して質問を行います。

学習用のパソコンやタブレットの端末は、今、小・中学生に1人1台整備をされておりますが、高校でも継続して学ぶ必要があることや、新年度からプログラミングなどを学ぶ新たな必修科目、情報Ⅰというんですか、それが始まるということから、文科省は全ての高校生の端末整備を自治体に促しております。4月から全県の公立高校にタブレット端末が導入されるということなんですけれども、このタブレットの購入費、公費で購入する都道府県が21府県、全額保護者負担の都道府県が18府県、一定程度公費で補い、一部を保護者負担するところが2都県ということです。三重県の場合、1人5万円の自己負担ということになっております。このことは、三重県のホームページで既に広報されており、保護者への説明や受験を控えた中学3年生の子どもさんへの聞き取りも行

われた、このように言われておりますけれども、こちら、明和中学校でもこのような聞き取りは行われたのでしょうか、答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 県立高校のタブレット導入なんですけど、昨年7月に、三重県教育委員会より町教育委員会のほうに依頼がありまして、夏休み明けの9月に、中学校3年生向けの周知チラシを中学校において3年生全生徒に配布しております。三重県教育委員会からは、合わせて2回ほど、中学校に向けての周知の依頼がありましたが、このことについて県の教育委員会から明和中への直接の説明、また聞き取りというのは行われておりません。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） いよいよもうこれ、3月も半ばとなってきまして、高校受験があったり、高校の入学準備が近いというところで、急遽こういう問題が明らかになってきたんですけれども、県のホームページを見てみますと、購入方法や購入負担が大変なご家庭への対応、貸出し等、こういうことが書かれておりますけれども、貸出しを受ける場合の条件、かなり厳しいものとなっております。そして、既に個人が持っているタブレットも一定の条件で使用可能と書いてありますけれども、それぞれの学校で条件が違うことによって、現実的に対応できるものではないと考えられております。

高校進学にはこれまで相当のお金がかかっておりましたので、その上にタブレットの購入が上乗せされると、保護者の間で相当の負担、大きくなると思っております。何とか公費負担となるよう改善を求めていただきたいと思っております。併せまして、保護者負担分になる分、明和町として何らかの補助を行っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 県立高校での学習端末の導入に当たりましては、議員

が言われますように、三重県は保護者の自費購入というふうになるために、高校生等奨学給付金を受給している世帯につきましては、学習端末の貸与及び通信料相当額が給付されるということです。経済的な事情で対応が難しい世帯への配慮は考えているという説明でございます。

ただ、保護者にとっては大変な負担になるということで、町補助の考えがあるかとのご質問なのですが、この学習端末タブレットの購入は、やはり県立高校の授業に係る経費でございまして、公費負担をするのであれば、町ではなくて、国、または県が行うものであるというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 県が行うものなんですけれども、今はほとんどの子どもさん、高校へ進学されるということもございまして、今後ちょっと状況を見て、いろいろ声を上げていっていただきたいと思えます。要望としておきます。

続きまして、ジェンダー平等について質問を行いたいと思えます。

ジェンダーを視点に、あらゆる政策や計画に取り入れていただきたいと私、考えております。これまでもいろいろ女性に関する問題を取り上げてまいりましたけれども、このコロナ禍の中で、DVなど、女性の人権に関わる問題、大きく浮き彫りとなっております。

そういう中で、女性に対しての負担が大きくなっている。自宅待機によって家事が増えるとか、家族とのあつれきがあるとか、そういうこともあります。そういう中で、改めてジェンダーバイアスの根深さを見るということが起きております。コロナ禍で多くの非正規雇用の女性は仕事を失っております。自殺者も増えております。

そういう中で、当然男性の人権も守られるべきだと考えておりますけれども、

負担のしわ寄せが大きくなっている女性の人権、そして地位向上に目を向ける必要が今こそ必要なんではないかと考えております。誰もが平等に暮らせる社会に、ジェンダー平等の意識を持つことが大切であると考えております。

質問いたします。ジェンダー平等についての考え方と取組について、次年度どのように明和町では取り組まれるのか、またどのような課題把握をされているのか伺いたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） ただいま、ジェンダー平等についての考えと取組についてご質問いただきました。

一応、答弁といたしますが、これまでの近々の取組も併せた中で、次年度以降の取組につきましてもご説明をさせていただきます。

まず、町のこれまでの男女共同参画に関する啓発等の活動につきましては、ジェンダー平等も含めて、これまで「男女共同参画映画祭」を毎年6月23日から29日の男女共同参画週間に実施をしております。ただし、昨年度と今年度につきましては、コロナ禍の感染が広がっている状況下と重なり中止となりまして、今年度は2月に延期をして実施をする予定でしたが、残念ながら、2月も感染拡大により中止に至ったような状況でございます。

次年度につきましては、映画祭のほか、現在の「第2次男女共同参画基本計画」が2022年度までの計画であることから、次の2023年度から2027年度に、「第3次男女共同参画基本計画」を策定していく予定でございます。現在、進学や就職などの進路選択や社会における働き方においては、いまだに男性を中心とした、いわゆる社会的な性差、ジェンダーフリーが見受けられます。また、コロナ禍における女性の就業率の低下や社会のしわ寄せが女性に及ぶこともございます。第3次男女共同参画基本計画におきましては、SNS等を活用してアンケートを実施した上で課題を把握し、ジェンダーフリーを意識した中で計画を作成したいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 明和町での様々な取組、今答弁いただきました。この計画の中身等が本当に実のあるものとなるように、一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

質問時間が短くなりましたので、ちょっと急いで進めていきたいと思います。

子どもたちのジェンダーギャップについてお伺いしたいと思います。

ある自治体が、子どもたちにアンケートを行いまして、女性が働き続けることは難しい、こういうアンケートの答えが38%という高い水準で出たということをお聞きしました。その理由は、女性は子どもを出産するということが多くあったと聞いております。小学生でも女性が子どもを産むと働き続けることが難しいという認識になっていることは、やはり、小さい子ども、小学生からジェンダー平等に取り組む課題があるのではないかと考えております。明和町でこういうようなことを調査されたことはあるのかどうか。もしあったとしたら、どのような答えだったのか、答弁願いたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） ただいまのご質問ですが、学校におきましては、授業の中でそういったことに触れて感想を聞いたようなことはあるかもしれませんが、ご質問いただいたようなアンケートは小学校及び学童では行っておりません。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ぜひとも、こういうことも、また先々子どもさんとも話し合うような機会をつくっていただきたいと思います。

また、今回こういうことで、女性が子どもを産み育てながら働き続ける環境をつくるために必要なことは何だと考えられるでしょうか。答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 女性が働き続けられる環境をつくっていくためには、国の第3次男女共同参画基本計画の中では、保育サービスの充実やワークライフバランスの推進など、子どもの育ちを社会全体で支え合う環境づくりを行っているところでございます。

町では、総合計画にもございますように、男女ともに人権を尊重した上で、SDGsの5番目にあるジェンダー平等の実現に向けて、女性の活躍とダイバーシティの推進に努めていくために、効果的な広報、啓発活動が必要かと考えております。また、ジェンダーフリーの観点から、女性が働く環境において、妊娠・出産による解雇や嫌がらせ、いわゆるマタニティハラスメントなど、「男性側の理解の必要性」、子どもを産むことや子育てへの「社会の理解の必要性」、あるいは、一般的に家庭においてもパートナーである男性の主体的な育児や家庭労働の分担の必要性なども啓発をしていく必要があるかと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） ただいまの答弁で、啓発は必要である、このように答弁をされましたけれども、ぜひとも啓発に力を入れていただきたいと思っておりますけれども、どのような啓発方法を考えておられるのか、答弁願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） この啓発につきましては、これまでは広報めいわを中心としておりましたけれども、これからはジェンダー平等の考えを広く認知していただくためにも、今後はホームページやLINEなどの町のSNS等や行政チャンネルにおいて、若い方々にも分かりやすい広報、啓発活動を実施していくように努めていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 関東のほうの自治体では、ジェンダー平等に対しての啓発情報誌の発行等もされているところがありますので、また参考にしていただきたいと思います。

続きまして、生理用品の無償配布について、12月議会でも質問しましたが、改めて、小中学校での対応をしていただきたいと思います、質問いたします。

現在、三重県の中でも、鈴鹿市や桑名市、いなべ市、伊勢市などで、学校のトイレに生理用品を設置する動き、進んでおります。桑名市の話は何うと、急な事態で困ったとき、本当に子どもさんたち、助かったということです。伊勢市では、お孫さんが学校で初潮を迎えたんですけれども、トイレに生理用品があつて本当によかったと、その話をお孫さんから聞いて、うれしくて学校のほうにお礼の電話をした、こういうことも伺っております。

この生理用品の無償配布というのは、生理の貧困から始まったものでございますけれども、今ではジェンダー平等への視点として成長していると考えております。子どもたちの心と体を守るためにも、子どもたち一人一人を尊重する明和町であるためにも、生理用品をトイレに設置するように、もう一度お考えいただきたいと思います。答弁を願います。

○議長（伊豆 千夜子） 田邊議員の質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） このご質問につきまして、12月の定例会でもいただきました。また、令和3年の9月に、田邊議員を含む女性議員4名の方の要望書も頂きまして、回答いたしました。その回答につきましては、いずれにつきましても、「いたずらの可能性が考えられること、設置スペースの確保、感染症予防対策、衛生面での心配があること、また保健室で配布を行うことで、養護教諭が子どもたちのさまざまな相談を受けることもできるということから、保健室における生理用品の配布取組を継続したい」とさせていただいております。

現在、三重県において、県立高校や他市町の小中学校で設置をしている学校もあると聞いております。便利さの観点で見ると、トイレトペーパーのようないつでも使える環境は望まれるのかもしれませんが、衛生面、管理面におい

ては不安があり、学校からも聞き取りしていますが、学校としては現在の対応を続けたいと考えております。

今後、養護教諭や学校と情報共有を密に行いまして、学校現場の状況を十分踏まえて対応していきたいと考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○8番（田邊 ひとみ） 他の市町、始めたばかりで、どこの自治体でも手探りの状況であると、課題も抱えていると、こういうことも聞いておりますけれども、やはり全国的、世界的にも、生理用品は女性としての性を持って生まれて健康な体であれば当然あることですので、トイレットペーパー、排泄するのと同じように体に起こる現象です。そういうことに対して負担がないということが、ジェンダー平等への道にもつながると思います。

ぜひとも、先進自治体の事例等、そういうのを考慮もしていただいて、今後検討していただくということを強く要望いたします。私としてはトイレットペーパーと同じように生理用品はトイレに置いていただきたい。公共施設のほうにも、できたらそれを広げたい。そういう思いを強く持っております。

鈴鹿市のほうでは、企業の、スマホをかざすと生理用品が1個ほとんど落ちてくるというような、企業さんのそういうのがあるんですけども、その導入を今検討しているということも聞いておりますので、そういうところも調査をまたしていただきたいと思います。

昨日、3月8日、国際女性デーでございました。この3月というのは、女性の地位向上、これを考えていくのに本当によい時期だと私は考えております。そのことも思い、このような質問をさせていただきました。

先ほどお話をしました生理の貧困問題、この1年で大きく解決に向けて動きを見せております。また夫婦別姓、同性婚、パートナーシップ制度、これも大きく議論が進んでおります。ジェンダー平等社会に向け、これらの問題にどう向

き合い、どのような計画を持って明和町が臨まれていくのか。まだまだ伺いたいこともございますけれども、時間の都合もございます。今回の質問はここま
でとさせていただきます。誰もが大切にされる明和町として、新年度へ向けて
しっかりと計画的に施策を進めていただきますよう、このことを最後に求めま
して、私の質問を終わりとさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

議事整理のため、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。45分までお願いします。

（午後 2時 36分）

（午後 2時 45分）

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 北岡 泰 議員

○議長（伊豆 千夜子） 7番通告者は、北岡泰議員であります。

質問項目は、「誰一人取り残されないデジタル社会の構築を求める」「犯罪被害者等支援計画、再犯防止推進計画の制定を求める」の2点であります。

北岡泰議員、登壇願います。

（10番 北岡 泰議員 登壇）

○10番（北岡 泰） では、よろしく願いをいたします。公明党の北岡でございます。

質問に入ります前に、ロシアによるウクライナ侵攻、罪なき市民の皆さん方が亡くなる、また小さなお子さんが脱水症状で亡くなる、こんな暴挙を許してはならない、このように考えます。皆さんと共にしっかりと抗議をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、質問に入らせていただきます。

まず、1点目は、デジタル田園都市構想に関する取組の推進について、誰一人取り残されないデジタル社会を構築してほしいというお話をさせていただきます。

少子高齢化や人口減少の進展によりまして、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとっての喫緊の課題となっております。また、今後は新型コロナウイルス感染症などの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められております。そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来しております。

そこで、我が町でも、新しい分散型社会の構築、医療への適時適切なアクセス、子どもたちの学びの継続など、デジタル田園都市国家構想の我が地域における取組も有意義と考えております。まずは、町長提案の施策方針において、「誰一人取り残されないデジタル社会」に対する考えをお伺いしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡泰議員の質問が終わりました。

これに対して答弁願います。

町長。

○町長（世古口 哲哉） デジタル田園都市国家構想等に関するご質問をいただきました。

政府は、昨年9月にデジタル庁を設置し、社会全体のデジタル化の加速を目指す中で、12月の臨時国会で、デジタル田園都市国家構想を打ち出しています。この中で、暮らしや社会、産業や経済など、地域の諸課題をデジタル基盤の力に変革し、大都市の利便性と地域の豊かさを融合した「デジタル田園都市」を構築することにより、心豊かな暮らしと持続可能な環境社会、経済の実現を目指しています。また、デジタル田園都市の実現に向けた取組の一つとして、「スーパーシティ構想」も掲げられており、現在、近隣6町連携による構想に取り組んでおり、地域課題解決のためのスマートシティ、地域を支えるデジタル基盤の整備によるデジタル通貨導入や、誰一人取り残さないための高齢者等へのデジタル活用支援など、様々な取組を検討しているところであります。

このような中、町といたしましては、令和2年4月の機構改革で、全庁的にデジタル化を推進検討できるよう、まちづくり戦略課を設置して取り組んでいるところでありますが、自治体におけるデジタルトランスフォーメーションをさらに加速させるために、令和4年度からDX推進係を設置し、体制を強化していきたいと考えております。

また、来年度に向けた取組としいたしまして、デジタル通貨導入の検討やAI活用による防災対策、PHRと連動した健康づくりなど、スーパーシティ構想に関連した事業の先行実施や、インキュベーションセンターの開設による起業・創業支援、サテライトオフィス機能による都市圏企業との関係強化、都市圏からの移住定住施策の推進などを目指して、新たな地方創生推進交付金事業として、「三重広域スーパーシティ構想を契機としたデジタル田園都市創生プロジェクト」を内閣府に申請しております。

今後、目指すべき町の姿として、第6次明和町総合計画に掲げた「住みたい住み続けたい 豊かなところを育む歴史・文化のまち 明和」の実現にはデジ

タル化推進は不可欠であります。そのために、「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現も必須課題であり、デジタル化の恩恵を全ての人が受けられる仕組みづくりも、併せて今後検討していきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁が終わりました。

北岡泰議員、再質問ございませんか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 今、ちょっと出していただいておりますが、デジタル田園都市国家構想が目指す将来像ということで、デジタル庁のほうから、牧島かれんさんというデジタル大臣が書かれた資料なんですけど、7ページを開けてください。

産業からの変革という形になってはおりますが、新しい分散型社会の構築のために、地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向けまして、転職なき移住を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に関する補助金等の拡充や税制の優遇、さらに移住への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組を積極的に進めるというふうに言われております。政府は情報通信技術、ICTを生かしたスマート農業の普及を目指し、農村の光ファイバーや無線基地局などの通信ネットワーク強化を加速させるため、施設整備に取り組む自治体などを交付金で支援するほか、地域の実情に合った導入方法に関する指針を策定するというところでございます。

明和町の取組を伺います。例えば、高精度な映像を低遅延で伝送できる第5世代5G移動通信システム等を活用したローカル5G、これは農業機械の無人走行といった高度な運用が可能となる、そのように言われております。明和町内では、現状この5Gといわれるものを使用可能できる範囲はイオン明和周辺に限られており、町内全てにこの利用可能なネットワークを張り巡らし、農業のみならず、文化観光コンテンツの充実や、防災、教育、医療などへの波及効果も考えられると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡泰議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課

長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきましたとおり、これまでも「転職なき移住」などに対応できるよう、テレワーク推進や移住推進対策にも取り組んでいるところでございます。また、県と連携しました「移住・就業マッチング支援事業」といたしまして、一定の要件を満たした移住者に対して補助する制度なども設けているところでございます。

この取組を進める中で、移住などでもそうですが、ワンストップで相談できる体制が欲しいといった意見や、空いた時間に仕事ができる、気軽に立ち寄れる拠点があればといった声も伺っております。

こういったことから、新たにインキュベーションセンターを開設いたしまして、サテライトオフィスの開設のほか、地域のDX推進、移住相談、就業起業支援、空き家利活用相談など、来訪者の様々な声にワンストップで対応できる窓口を開設しながら取組を進めていきたいと考えています。

次に、ICTを生かしたスマート農業などの普及を目指すため、通信ネットワークの強化に対する町の取組についてですが、担当課であります産業振興課からも、町内農業者においても取組を検討されている方がみえると伺っております。農林水産省はスマート農業の総合推進対策事業の一つといたしまして、スマート農業加速化実証プロジェクトを推進しております。2025年までに、ほぼ全ての農家がデータを活用した農業を実践するとしております。

具体的には、最先端技術の導入・実証と社会実装を進めるための情報提供の2つがございまして、最先端技術の導入・実証では、生産から出荷まで、それぞれの工程で活用できる先端技術の例も挙げられております。ドローンやAI、無線や5Gを活用したスマート農業など、全国的にも取組が進んでおりますが、町といたしましてもこういった成功事例の横展開、あるいは新たな先駆的取組も検討していきたいと考えておりますが、このポストコロナという状況もあり、需要に応じた生産、販売を考慮しながら、国、県等の指針を参考にスマート農業の取組を支援していくよう、産業振興課と連携を密にしながら、町全体の課

題と捉えまして、積極的に検討していきたいと考えております。

また、地域の通信環境についてでございます。

現在の第4世代と言われるLTEの4Gは、最大通信速度で毎秒1ギガビット、同時接続台数が1㎥当たりで約10万台、データ通信の遅延時間が10ミリ秒と言われております。それに対しまして、ご質問のありました5G、いわゆる第5世代である5Gにつきましては、より帯域幅が広いために、通信速度は約20倍の20ギガビット、多数同時接続では10倍の100万台、データ通信の遅延時間は約10分の1となりまして、1ミリ秒と、性能は大幅に向上しております。AIやドローンを活用したスマート農業のほか、安全対策、あるいは物流改革など、実現には欠かせないものとなっております。

現在、この5Gネットワークの計画につきましては、携帯電話通信事業者のうちの1社の整備が、町の北部地域と、最近では南部地域においても進んでいる状況でございます。こういった整備には、相当の時間とコストがかかります。全国的には、工場や農地など、特定エリアやスポットに絞ったローカル5Gの整備を検討している地域もありますが、まずはこの高速通信が必要な区域や用途など、コスト面も含めて様々な角度で関係者と検討することが必要だと考えております。

ご質問いただきましたICTを生かした5Gの活用は、農業だけでなく、防災対策や医療、観光など、様々な政策分野での活用も期待されるだけでなく、いわゆる「IoT」により、身の回りの機器をネットワークと組み合わせることにより、人々の生活をより便利にすることも可能となります。

国の目指すデジタル田園都市国家構想の実現に向けて、町といたしましても、5Gの活用も含めて、デジタルを活用した変革であるDXを推進していくとしておりまして、新年度にはAIを活用した取組やデジタル通貨等の導入の検討など、新たな取組等も積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） というご答弁をいただいたところで、資料の3に行ってください。

このデジタル社会というのは、暮らしからの変革を求められております。先ほどまちづくり戦略課長が言われましたように、新しい戦略を練っていかないかん。そのベースはどんな考え方なのかというのは、やっぱり地域の皆さん方にもしっかりと理解をしていただきながら、自分たちがどのようにしてこのデータ社会を構築していくんだという方針を訴えていただけたらありがたいなというふうに思っております。

少し大きく広げておりますが、現在は暮らしからの変革の中で、現在多くの場合、教育、仕事、治療、介護などのために、地域から離れざるを得ない環境があると。これは、ゆりかごから墓場まで、田園都市で最先端の知、仕事、文化と触れ合い、デジタルの力で教育から生活、医療に至るまで、時空を超えて最先端サービスを提供する。そういう方向性を示されたところでございます。

まずは、一番左の生誕、生まれて、そしてまずは子育てワンストップというサービスが使えますよと、こういう姿を見せていただいております。目指す姿は子育て関連手続をオンラインで完結しましょう。また、マイナポータルを活用するという施策を打っていきましょうというお話でございます。少し右に行ってください、教育の分野に入りますと、目指す姿は、日本全国の最先端教材を活用、世界最先端の設備の共用という例が挙げられておりました。施策としては、今、国がされておりますGIGAスクール構想、そしてSINETと言うんですか、を活用した大学教育というのを進めていこうという流れになっております。

40代のほうに入ると、生活の利便というものが訴えられております。目指す姿は、どこにいても必要な物が届く、どこにでも行ける。施策の例としては、ドローンと自動走行で空間を超越していきたいと、夢のような話

でございます。

そして、60代に入りますと、安心安全。目指す姿は、最先端技術を使った予防、予測、救助。施策としては、防災プラットフォームの構築、防災業務のデジタル化、クラウドを利用した被災者支援。

80代に入りますと、遠隔介護や医療ということで、目指す姿は、どこにいても個別最適医療、介護を受けられる。施策としては、スマホでライフログ情報を確保し、民間サービスと連携をしていくということです。

そして、100代に入っていきますと、お悔やみワンストップということで、憂いなく永眠ができる。施策としては、戸籍情報システムを活用した法定相続人の特定や死亡手続のオンライン完結というふうなことを目指されているということでございます。これは、全て各自治体がしっかりと取り組んでいただかなければならない、そういう施策でございます。

このデジタル社会重点計画を国のほうが発表されまして、田園都市構想によって、国は基盤を徹底的に整備をします。そして、地方は新しいサービスを創出してくださいねということになっております。そして2025年度までにマイナンバーの用途拡大を行政サービスとして取り組んでください。また暮らしとしては、防災教育など8分野のデジタル化を推進してください。そして産業では、事業者が行政サービスを利用しやすい環境整備や中小企業をしっかりと支援していきましょうという国の流れになっております。

そうすると、先端的に進んでみえる自治体がございます。先ほど言われましたドローンとかです。5Gでないと飛べないんですけども、今ドローンの活用がレベル1、2とかいうのがあるそうで、これは目視をする中での操縦や自動走行ができますよと。これは空撮、空からものを撮ったり、農業用の散布、これはもう現在明和町でも使われていると思いますが、それとか、橋梁等の点検、測量などに使われています。レベル3というのが、目視できない無人の場所を自動飛行、離島や山間部での物流が現在可能となっております。ここまでは進んできておりますが、今取り組んでおられるのが国のほうではレベル4。

目視できない市街地などを自動飛行。都市を含めた様々な物流にこのドローンを使っていこうと。そのためにもこの5Gをしっかりと整備していきましようというお話になっております。

先端の、早く取り組んでいただいている自治体では、様々な取組がもう今始まっておりますけれども、5G以外にもこの生活支援のためのデジタル都市、デジタルをどんなふうを活用して行政が頑張っていくのかというのが一例としてありますのが、秋田市が来庁不要のデジタル市役所をつくっていこうということで取り組まれております。この市の行政は、デジタル化推進計画を昨年6月末に策定し、庁内にデジタル化推進本部を設置、2024年3月までの計画として、各種証明書のオンライン申請をはじめ、様々な取組を展開していくということになっておりまして、そのほかにも、広島県の府中市では、公式スマホアプリ「My府中」というのを使って、道路のひび割れ情報を寄せてもらったり、位置情報を確認できて、これがすぐ補修に回れるとか、ごみ出しとか避難所の状況確認ができるとか、逆に住民がそのアプリを使って自分の意見を投票行動に起こせるとか、双方向情報を持つというような体制を整備しておられるそうです。また、兵庫県の宝塚市では、専用アプリとカードの暗証番号、クレジットカードを用意すれば、オンライン上で手数料を全て払えるようになった。このような取組も始まっておるそうです。

様々な取組を始めておりますが、もう一点、石川県加賀市は、全国に先駆けて電子投票システムの構築を目指していると。こんなコロナ禍でも投票行動ができる。私ども明和町で町長選挙、町議会議員選挙が控えておりますが、その頃にはそういうことができるぐらいの推進をしっかりとしていただけたらなというふうに思って紹介をさせていただきました。

様々なこういう取組がございますが、その計画、全体計画というのは、今どんなふうに見えてくるのか、まちづくり戦略課長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） ご質問いただきました、町として今後どういうふうに進めていくのかという考え方なり、計画という部分なのですが、まず、2つございまして、1つは自治体内部のもの、行政事務をどうしていくとか、行政内のデジタル化をどう進めていくかという、既に進めておるんですが、総務省のほうから、令和3年の7月に、自治体のDXの全体手順書というのが出ておりまして、こう進めなさいよと。例えば、自治体は責任者を置きましょう、組織もきっちりしましょう、研修もしましょうとか、そういう手順書がございまして。それにのっとり、今現在策定も進めておりまして、町長からもありましたように、来年度また少し体制も変わりますし、より一層強化していく中で、今年度1年間かけて現在つくっております第1次明和町デジタル化推進計画、これをちょうど今年度3月で、間もなくできて、また次の段階ではお示しさせていただきましても、この中で、現在置かれている明和町の課題、デジタル化で遅れている部分、あるいは今後早急に取り組むべき部分とか、そういうものをしっかりと整理をしておりますので、それをまた見て、逆に先ほど冒頭にありました町民の皆様とか幅広い皆様にも、明和町はこういうことを考えているんだということをお示しをさせていただきたいと思います。まだちょっと計画は現在策定中ですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） ありがとうございます。

ぜひ、素晴らしい計画案を見たいなというふうに期待をいたしております。

次に、もう一点、まちづくり戦略課長にお聞きしたいんですけども、今町内でAIを使って様々な取組をされているというふうに思います。これは県のほうが推奨されておるんですか。それとも、明和町が積極的にAIで事務事業を何とかコントロールしようという形を取られているのかどうか分かりませんが。

2019年の話なんですけれども、2019年でこの東海3県で一番進んでいると言われているのが三重県の津市です。津市でこのAI導入で19%ぐらいの事務事業をAIで何とか取り組むという形で進んでおいて、そのほかの自治体はそれから一生懸命追いついていこうと、今頑張りをやっているそうなんですけれども、今そこら辺の、まずは県のほうからの推奨なのか、明和町が独自にこのAIを取り込もうとしているのか。そして、今事務事業がどのぐらいあるのか私は素人で分かりませんが、何千というものの中で、どのぐらいまで明和町は進んできているのか確認をしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） AIの部分なんですけど、AIもまた2つありまして、1つは、英語ばかりで申し訳ないんですが、RPAというか、ロボティック・プロセス・オートメーションだったかな、要するに業務改善のためにAI技術を活用して合理化を図るというのがあります。これに関しては、もともと三重県と県内の市町が共同でいろいろ研究なりをしてきました。初期では入っていない、第2段階ぐらいで明和町も早い段階で入らせていただいて、担当のほうが行っていろいろと検討してまいりました。例えば固定資産税の事務で何かできないかとか、そういったものをしたんですが、今度いよいよ実装の段階で、明和町としてもしております。今、最終的に、どういう業務が一番効率が上がるのかという精査をする中で、来年実際にスタートしていく予定でありますので、事務的にはそういったことはあります。

もう一点、AIのほうでは、いわゆる、冒頭でもありましたようなAIを使った自動認識によって、さっきのロボットを飛ばすじゃないですけども、飛行機を飛ばすとか、そういった部分があります。そちらはどちらかというと、夢のようなこともあるんですが、これから様々な実証実験をしていきたいということで、ちょっと冒頭にありました、例えば近隣の市町と連携して企業さんともコラボする中でどういったことができるのか、空飛ぶ車ができるのかとか、そういったことは考えていきたいと思っております。そういう2層に分けて、

現在展開を進めているところでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 分かりました。

次に行きます。

これは、報道によって質問をさせていただくんですけども、こういうデジタルの世界の中で、国土交通省は2023年1月から軽自動車を保有するために必要な各種手続を電子化する軽自動車OSS、ワンストップサービスというんですか、全国に導入する方針を示しています。明和町は導入時期に合わせてシステム設計や開発を進めなければならないと思うんですけども、現在の明和町の取組をお伺いしたいと思います。

また、今回のこのシステム導入に合わせて、自動車販売業社が所有する商品用軽自動車に係る課税免除規定を創設して、自動車販売業者の税負担軽減を行うべきであると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（青木 大輔） 軽自動車ワンストップサービスの導入についてお答えいたします。

明和町の取組状況ですが、軽自動車の各種手続の利便性向上のため、明和町においても導入することとしており、令和4年度予算に軽自動車ワンストップサービスに対応するためのシステム改修費を計上しております。このシステム改修により、全国的な導入時期である2023年1月からワンストップサービスが利用できるよう取り組んでおります。

また、商品用軽自動車に係る課税免除につきましては、全国的に見ると、導入している市町もあると伺っております。しかしながら、明和町では現在まで事業者からの要望もなく、また近隣市町も導入していない中、導入すれば税収減となることから、すぐに導入することは難しいと考えております。今後、課

税免除規定の創設につきましては、全国的な流れや近隣市町の動向も見ながら検討してまいりたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 税収が減るのはつらいですわな。それでも普通車には減免措置がございます。これは県のほうでやっておるんですけども、普通車以上の商品用の車両には減免措置がありますが、これは軽自動車に関しては市町村の判断ということで、軽自動車以下の課税は自治体の判断になっていると。

全国では、関西を中心に100以上の自治体がこの課税免除としておりますが、明和町におきます軽自動車全体の課税台数並びに金額、そして商品用軽自動車の課税対象台数及び金額を伺いたいと思います。

併せまして、軽自動車における障がいのある方や車椅子の昇降装置等のある車両の減免措置、これは当然あると思いますが、障がい者施設や介護施設の皆さん方のための軽自動車税に関して、減免措置はあるのか、併せてお伺いをしたいと思います。これらは庶民の車であるというふうにいわれておる軽自動車でございますので、この活用、販売業者が負担をすれば、結局販売時点で負担を買っていただく方にまたかけるという方になってきますので、ここら辺の考え方を再度確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、税務課長。

○税務課長（青木 大輔） 商品用の軽自動車に関する台数ですけども、ざっとカウントしまして、大体町内で50台となっております。1台1万800円ですので、約50万円の減税になると考えております。

また、身体障がい者等に対する自動車の減免措置ですけども、当然、県と同じように明和町のほうも減免措置があります。

すみません。今は身体障がい者等に対する減免ですので、施設に対する減免はないです。

○議長（伊豆 千夜子） 暫時休憩したいと思います。

（午後 3時 18分）

（午後 3時 19分）

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、後ほど確認をして報告をお願いします。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 台数は分からないということで、全体の台数は分かっていないけれども、令和4年度予算で軽自動車の予算は、税収の金額として9,100万円ぐらい上がってきておりますので、9,100万円のうちの、これ50万円ですよ。50万円ぐらいを要するに課税免除したって、明和町の税収が大きく揺らぐこともないと思いますし、大体毎年、税金取れませんでしたとあって、免除規定して免除しているのが二、三十万円ありますわな。そこら辺のバランスというのはどうなんですか、課税をする側として。

そこら辺のもう一点と、それと町長。これ町長のところには届いていなかったかな。僕後でちょっと足したんやれども。障がい者施設や介護施設の軽自動車税に対する減免措置というのは、ちょっと途中でいろいろ原稿入れ替えとるもんで、届いてはなかったかな。それは仕方ないです。それを一遍ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

ですから、税務課長に対してこれ聞いてとってもなかなか難しいと思うんですけども、町長、ちょっとそのお考え。さっき税務課長は中古販売業者さんからの要望もないという話がありましたので、ただ要望を上げたら減免措置は取れるということで考えてよろしいですか。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員に対する再質問の答弁。

暫時休憩させていただきます。

(午後 3時 21分)

(午後 3時 26分)

○議長（伊豆 千夜子） それでは、休憩を解きまして、町長よろしいですか。
町長。

○町長（世古口 哲哉） 社会福祉関係の減免、たしかあったと思うんですけども、ちょっと調べさせてもらって、また回答させていただくということでご容赦いただきたいと思います。

自動車販売業者の減免については、よその市町でやられとるところもあるということで、先ほど要望もないということなんですけれども、要望あったらするのかということなんですけれども、どういう経緯で自動車販売業者さんの軽自動車、いうたらその商店にあるやつですよ。その分だけ減免するのかというのがちょっと分かりませんもんで。商売に使っとるやつですもんで、ある程度そこら辺の経費とかは、その税金のほう、逆に違う意味での税金の関係で経費とかで落ちるんじゃないかなとか、そういうのもちょっと思いますもんで、どういうふうな形でそういう減免にされとるのかもちょっと調べさせてもらわないと、すぐにその要望があったから、じゃそうしますっていうのは、ちょっとこの場ではよう答えさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） それでは、後ほど報告をお願いします。

それでは、北岡議員、再質問をどうぞ。

○10番（北岡 泰） 調べていただいて、申し訳ありません。

明和町が取るか取らんかというよりも、国が普通自動車取っていないのは何でなんやろうっていうのも調べていただいて、やはりどっかで負担を減らそうということですね。車両をたくさん持っている自動車屋さんのほうがもっと大変だというふうに思いますし、私自身は、中古自動車を取り扱っている業者の

皆さんから、「この軽自動車は減免措置がないんやわと。何とか明和町取り組んでくれませんか」という要望を受けてこういう質問をさせていただいておりますので、ぜひご検討いただきたいと思ひますし、ぜひ調査をしていただきたいと、また回答をお待ちいたしております。

では、次行きます。

資料の4に行ってください。

暮らしからの変革ということで、医療への適時適切なアクセスということをしてデジタル社会の中でも求められております。地域住民が安心して医療にアクセスできるよう、オンライン診療等も誰もが身近に受けられるように、現在オンライン診療を適切に実施する前提となっております。「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動など、全ての住民の皆様方が「かかりつけ医師」につながるための取組を強化することも必要であるというふうに思ひますが、明和町の現状の課題をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 現在、松阪管内の医療機関におきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、電話による診療で対応している医療機関があるということはお聞きしておるんですけども、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけ医師」については、この地域ではまだ確立されていないというような状況となっております。

また、休日夜間応急診療所につきましても、現時点ではオンライン診療について、まだ検討はしていないということを確認しております。

スーパーシティ構想で取り組んでおります医療M a a S（マース）についての実証実験、この前も見えていただいたと思うんですけども、そういった実証実験が行われて、今後どのようにオンライン診療や保健指導等で活用できるのかを現在検証している段階でございます。

オンライン診療の確立につきましては、やはり診療報酬とか、いろんな制度

の基盤も必要となってきますので、国の方針も確認しながら、地区の医師会や近隣市町の状況も踏まえて、今後検討課題としていきたいと考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） このオンライン診療、この前、たまたま私自身が経験をしたことで、うちの娘が非常に熱が高くて、PCR検査を受けるか受けへんかとかいう話で、その前に、自分の体調でどうなっているのか分からないのでというので、誰とも接触もしてなかったもんですから、松阪の休日医療診療センターですか、連絡を取りましてお伺いをしました。駐車場へ車を止めて、もうその時5、6台に止まっていまして、いちいち問診票を持ってきて、こうですかああですか、また保険証ください、出してくださいとか。また、その受付が終わったら、今度はドクターが出てきて状況はどうですかとやってやっとなるわけです。でも寒風吹きすさむ駐車場で、ドア開けやないかんし、体調悪いのにいちいち説明せないかんし。そういう状況を見とったときに、この休日医療診療センターでもオンライン診療ができれば、こんな楽なことはないなと思うし、ドクターもフェイスガード飛ばされながら相手としゃべらなくても済むという状況があるんじゃないかなっていうふうに思って、それをちょっと確認をしたいと思ったんですけれども。

自宅からスマホを使って、ちょっと調子悪いんですわっていろいろ説明をしたら、その中で適時適切な、もうちょっと我慢してくださいとか、解熱剤を飲んで何時間たったらもう一遍お電話くださいとかっていう対応ができたと思うんですけれども、顔も見えますし。そこら辺がもっと便利な状況に、明和町だけやなくて、これしっかりと松阪市とも医師会とも連携しながら、そういうスタイルをつくり上げていくっていうことが大事なんではないかなというふうに思います。

僕自身は、自分のかかりつけ医が伊勢におりまして、そのドクターとはオン

ラインでつながって、体調が悪いと電話して来てくださいますとあって確認ができるように、顔も見ながらできるようになってはいますが、そういうものをやっぱり地元でもっときっちりと広げていくというのが大切だというふうに思いますので、ぜひしっかり今回の計画の中で、その中の検討も医師会ともお話し合いをしながら、松阪市ともいろいろ交渉も出てくるかもわかりませんが、していただければなというふうに思って質問をさせていただきました。

次に、全ての子どもたちの学びの継続のためにということで、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるようリモート授業を可能とするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう取り組むべきだと思いますが、町長、教育長のお考えをお伺いいたします。

ちょっとすみません、12ページをうっかりしておりました。一つ、その答弁をよろしくをお願いします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 感染症まん延時などの学びの継続、また不登校や学校に行きづらい児童生徒も学べる環境を確保するツールといたしまして、リモート活用等の果たす役割は大きいというふうに考えます。

リモート授業を可能にするための通信環境等の整備につきまして、本年度の初めに、各家庭のWi-Fi環境の調査を行いました。未整備のご家庭の整備をお願いいたしました。各ご家庭で整備を進めていただきまして、現在未整備の世帯が数件という状況でございますが、この未整備の世帯につきましては、モバイルルーターの無料貸出しを行っております。

通信料のほうなんですけど、令和4年度から就学援助対象者については一定額の補助を行う予定で、その経費を当初予算に計上しておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰）　そういう補助、生活に余裕のあるところはお自分でお負担してくださいと、ない人は行政で見ましようというのもそれは一つの考え方だと思うんですけども。このローカル5Gと必要な整備をそういう教育もどんなところでもフリーWi-Fiか何かで取れるような整備をできないかどうか、そういう計画ができるかどうか、一遍ちょっと。それはまちづくり戦略課長に聞いたほうがいろいろ検討しとるで分かるかなというふうに思うんですけども、そこら辺の確認をしたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子）　北岡議員の再質問に対する答弁、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩）　ローカル5Gの話と全体の5Gの話とか、通信環境の話だと思うんですが、まずちょっと冒頭に申しましたように、5Gの全体整備というのは、基本的には国とか、大手と言っていますが、通信事業者さんが基本的には負担をして、なるべく早期に日本全国9割でしたか、展開していくというのが出ております。なかなか自治体でということでは、免許のこともありますのでしませんので、やはり自治体であれば、部分を区切った分、いわゆるローカル5Gで必要に応じて、ここの部分は例えば工場があるんで先に整備すると、目的に応じて事業者と共にやるという進め方がいいかと思えます。

町全体となると、今の段階で行政がしないとなると、じゃ、どういうことがあるんかというのと、ちょうど木曾岬町さんが以前に、BWAというWi-Fi環境みたいなものを町内全域にしとるというのがございます。そこで、そうすると、5Gほどこの帯域も広くないので、今の通信環境で済むんですが、実際にはある程度の行政サービス、見守りであったり、ちょっと見とるんですが、農業の関係であったり、防犯対策、交通安全、様々な分野で活動できて、町内どこでもこの環境があるというのは既にされておりますので、条件もありますし、当然木曾岬町さんは15ヘクタールでもっと狭くて平地が多いと。環境がいいというのものもあるんですが、明和町もそういう可能性はないことはないで、

様々な角度から、ローカル5Gだけじゃなしに、じゃ、こういうものができないのかとか、また今どんどん変革、変わっておりますので、違う新しいシステムで町全体をそういう通信環境のいいようにしていくというのは、検討はさせていただきたいと思いますが、現段階で、今この方向でというのは特に決まっていない状況でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） ぜひ検討していただいて、教育委員会もちょっと関心を持っていただいて、どこまでの範囲ができるのか、僕もローカル5Gというのはあまりよく分かっていませんけれども。

結局、農地で全ての、要するに無人の機械が動かないかんということは、それだけの範囲を全部設定せないかんということになってくると思いますので、じゃ、そのそばにある在所なんか、みんな入ってくると思いますし、明和町はほとんど農地がいっぱいあるところで通信整備をしていくわけですから、その中にみんなそれぞれの地域が入ってくるような気がするものですから、この辺しっかり検討していただきたいと思います。

また、誰もがデジタル社会から取り残されることがないように、全国で様々な取組が動き始めております。愛知県は、県主体で高齢者等を対象としたICT教育を進められています。また、秋田市でも先ほど紹介しましたように、昨年11月よりデジタル活用支援員と連携をした全36講座のスマホ教室を企画。大阪府豊能町でも同様にこのスマホ教室等始まっております。

社会教育の一環として、このスマホを活用できるよう高齢者デジタルサポーター事業に取り組むべきではないかというふうに考えておりますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 先ほど、北岡議員がご紹介されました高齢者デジタルサポーター事業、愛知県のほうでそういう取組をされているということで、県

のほうがり町村にスマホ教室の講師を派遣するというので、この講師が高齢の方の講師ということでございます。これについては、大変高齢者のデジタル活用の推進に効果があるというふうに考えます。やっぱり同世代の高齢者ということで、若者世代が普通に使う用語がちょっと分からなかったり、本当に基本的な機器の操作が難しかったりとか、そういった事情を理解してもらって、受講者と同じ目線から丁寧に教えてもらえると、そういう指導法は受講者に歓迎されるんじゃないかというふうに思います。高齢者のそのサポーターの方にとっても、自分の知識や経験を生かせる場ということで、その相乗効果も期待できるんじゃないかと考えております。

三重県のほうには、このデジタルサポーター事業というのはないんですけれども、スマホについては、やはりアプリからいろんな申込みをしたり、情報を入力したり、日常生活でそういう活用する機会が増えております。高齢者の方も、やっぱりそういう機会が増えているというふうに思います。

公民館講座のほうで、昨年度に短期でスマホ教室を開催しまして、好評でございました。そういうことから、本年度も短期ですけれども実施を検討しております。このスマホ教室の開催などには、高齢者の講師というのでも検討していきたいというふうに考えます。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） ありがとうございます。

ぜひ、しっかりと高齢者のフォローをしていただいて、よくスマホの窓口で、私は使い方が分からんと言って、私もあまりよく分かってないんですけれども、もっと分からん人がおるんやなと思って安心したりするんですけれども。ぜひスマホ教室を使っていただいて、要するに、誰一人取り残されないデジタル社会の第一歩、明和町で踏んでいただけたらなあというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、犯罪被害者等支援推進計画及び再犯防止推進計画の策定を求めたいという質問をさせていただきます。

国の方針に基づき、三重県は犯罪被害者を支える社会の形成を促進するため、「三重県犯罪被害者等支援条例」（平成31年）を施行し、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」、これは令和元年に策定をされました。明和町も「明和町犯罪被害者等支援条例」、これを策定していただきました。本当にありがとうございます。

しかし、第6次総合計画の中には、この「犯罪被害者等支援推進計画」の記述がありません。また、全国的に刑法犯認知件数は減少傾向にはありますが、一方で、再犯者率、刑法犯検挙者における再犯者の割合というのは上昇傾向にあるというふうに言われております。国は「再犯防止推進計画」を策定、三重県も昨年の3月に「三重県再犯防止推進計画」を策定されました。犯罪を犯しても、刑務所で自らの罪を深く改め、出直しを期して出所してから、仕事や住居が見つからず、また福祉的支援につながらずに、再犯を起こさないためにも、社会的孤立をさせないことが重要であるというふうに考えます。早急に明和町におきましても、「犯罪被害者等支援推進計画」及び「再犯防止推進計画」を策定していただき、安心安全なまちづくりを目指していただきたいと思います。町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） それでは、生活環境課からは、犯罪被害者等支援推進計画につきましてお答えをいたします。

まず、この支援推進計画につきましては、三重県におきまして令和元年度に策定され、令和2年度から5年度までの期間で進められておりまして、社会情勢等に応じて改定されていくこととされております。この計画に基づき県は支援を進めていきますが、県の計画における数値目標のうち、「犯罪被害者等に対応するための施策集の作成市町数」を令和5年度には全市町の29市町にする目標でございます。この犯罪被害者等の施策集は、各市町において犯罪被害者

等から申請があったときに、スムーズなワンストップ対応や継続的な支援が可能な体制を確立するためのものがございます。

明和町では、令和2年7月1日に条例を施行し、次の年の令和3年の2月にはこの施策集を作成した後に、庁舎内の関係課に周知をしたところでございますが、今後、犯罪被害関係者から申請があった場合には、適切な支援を実施できるようにすることが最も重要な課題となってきました。

なお、県内の全ての市町において、計画は策定されていない状況でございます。この県の方針といたしましては、各市町の計画策定よりも、令和5年度に向けて29市町が施策集を作成することや、犯罪被害者等に寄り添ったスムーズな対応をすることを優先課題としております。

また、この計画の策定につきましては、各市町の条例の内容が県とは大きく異なるような独自の施策等がない限り、市町においては計画の策定を優先するよりも、犯罪被害関係者へのスムーズな対応を実施するように求めています。

このことから、町としましては今後申請時の関係者への適切な支援や二次被害への派生を防ぐこと及び風評被害の防止等も取り入れた取組、またこの施策集には不足がないかの確認、さらには関係課を含めた研修等を実施していくことがまず重要な課題であると考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

北岡議員。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 再発防止推進計画のほうについて、私のほうから答弁させていただきます。

北岡議員がおっしゃられるように、刑法犯認知件数は減少傾向にある一方、再犯者の率は上昇傾向にあるということで、半数近くに及んでいるということでございます。

再犯に当たった理由については、安定した仕事や住居がない、高齢者である、

あるいは障がい者や依存症といった状況があったりとか、あとは十分な教育を受けていないと、そういった課題はあるというふうに指摘されております。円滑な社会復帰に向けての支援が必要とされる方が多いということでございます。

したがって、再発防止のためには、その方の特性や状況に応じまして、刑事司法関係機関による支援ばかりでなく、就労、住居の確保や就学の期間に向けた支援、保健医療や福祉サービスの提供、保護司の方々によるサポート、地域の住民や事業所の理解と協力、そういった様々な地域の関係者による包括的な取組が必要だというふうになってまいります。

こういった地域ぐるみの取組につきましては、「地域福祉計画」の視点と合致する部分が多くあると思われまます。県下の状況を見回しましても、現在のところ、伊勢市が「再犯防止推進計画」を設定しておりますが、四日市とか多気町などにおきましては、個別にその計画をつくるのではなくて、「地域福祉計画」の中に考え方を盛り込んでいます。

明和町といたしましても、明和町の地域福祉計画の中に再犯防止の視点を盛り込んだ、そういった推進が図れないか、検討してまいりたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

再質問、北岡議員。

○10番（北岡 泰） せっかく資料をつくりましたので、右下のところを広くしていただけますか。

これは、三重県の犯罪被害者等支援推進計画の概要の一部なんですが、先ほど課長が言われましたように、数値目標として、令和5年度、29市町のうち29市町全てにこの犯罪被害者等支援策集の作成をしてもらうんだということです。明和町では計画は要らないけれども、施策集はできるということなんですね。それは、今年度中にそれをつくる、それとも令和5年度中につくるという確認をしたいと思います。令和5年度にはでき上がっているとしたら、それを令和4年度中に作成をされるのか。その確認をさせていただきたいというふうに思います。

あと、もう1枚の「再犯防止推進計画」のほうへ行っていただけますか。

これも、関係団体が全て、様々な形でこの再犯防止とに取り組まないかんのすけれども、右下のほうをちょっと開けて、ありがとうございます。

推進体制としては、市町及び市町の社会福祉協議会が中心となって、しっかり取り組んでいただけると。課長さん言われましたように、明和町では計画の中に入れていこうという話なんですけど、この国の再犯防止等の推進に関する法律の中では、第8条に「地方再犯防止推進計画、都道府県及び市町村は」って書いてあるんです。再犯防止推進計画を勘案して地方再犯防止推進計画を定める努力義務。また24条に地方公共団体の施策として施策を講ずる努力義務を記載ということなんです。していただくというのはこの施策のほうの考え方だとは思いますが、第8条の中に努力義務というのがあるんですけれども、努力義務という考え方を再度。してもしなくてもいいんですか、この努力義務というのは。ちょっと確認をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員の再質問に対する答弁、生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 先ほど再質問をいただきました、この施策集についてでございますけれども、これはもちろん県の計画の目標の下に、先ほどございました数値目標の中で、令和5年度までに、全部29市町が施策集を作成してくださいといったものでございまして、明和町では既に令和3年の2月に作成させていただいております。

ちょっとご紹介させていただきますと、この「明和町犯罪被害者施策集」、今手元にあるこれでございますけれども、一応これ何かと申し上げますと、例えば、犯罪による事件とか事故とかに遭われた方のご遺族がいた場合に、そういった場合にご遺族が受けられる一般的な社会保険制度による給付を受けられる場合もございますので、そういったご遺族が、申請があった場合に、例えば障がいを持ってしまったときは役場のどこへ行けばいいとか、遺族年金をもらいたい場合はどこへ行けばいいといった、こういった58もの支援施策が一応ご

ございますので、それをどこの課に行けばいいというのをご案内できるような形
のものが施策集でございまして、こちらは明和町では既につくっている状況で
すけれども、県内ではなかなかこちらが進んでいない状況もございまして、
ご遺族とか関係者の方にとって、やはりスムーズなワンストップサービスが受
けられるような形でご案内していくという形のもので一つの手段としてこの施
策集でございまして、一応ご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 努力義務なので、必ずせなあかんということ
ではないかとは思われますが、努めるということがうたわれている以上、やっ
ぱり考えていかなあかん重要な課題であるというふうに認識をさせていただい
て、何らかの方法で取り組んでいきたいなと思っております。

その中で、計画的に位置づけるとすると、この「地域福祉計画」の中に位置
づけるという考え方もありなのかなというふうに考えております。

○議長（伊豆 千夜子） 答弁終わりました。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） 施策集があるということで、すみません、また見せていた
だきたいと思うんですけども。

じゃ、その中で、DVとかあったときにはどんなんだとかいうのは全部ある
わけですね。ぜひそこら辺はしっかり見せていただいて、要するに、被害を受
けたときにその方がどのように救われていくのか、安心していくのかという部
分が必要だと思いますし、施策集をつくっても、じゃ、その方の住居をすぐ用
意できるかっていって、建設のほうに空き住宅あるかとかってすぐチェックが
できるかとか、みんながどこで相談できるかとかいう具体的なものをもっと見
せていただけたらというふうに思いますので、楽しみにしております。

もう一つの再犯防止の計画のほうも、やっぱり高齢者になったら、結局は、
よくニュースでありますけれども、どこも身寄りがなかったら再犯しちゃうん

です。また元に戻れるからっていうので。また法改正が今度されまして、だからそこら辺は入れなくなってしまうような形になってくると、軽度のものだったら戻れないみたいになってくるとかって変わってくると思いますので、そこら辺の。それはもうこの自治体に来たらそこは受けてあげやな仕方がない。そのためにどういう体制を取るのかというのを具体的にしっかりと練っていただければなというふうに思います。ぜひ期待しておりますので、よろしく計画を練っていただきたいと思ひますし、施策を策定していただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

以上もちまして質問終わります。ありがとうございました。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で北岡泰議員の一般質問を終わります。

退出されている議員さんは、議場へ入室してください。

◎散会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 3時 57分）